電子帳簿保存法取扱通達解説 (趣旨説明)

用語の意義

電子帳簿保存法取扱通達において、次に掲げる用語の意義は、別に定める場合を除き、それぞれ次に定めるところによる。

法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等
	の特例に関する法律をいう。
規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等
	の特例に関する法律施行規則をいう。
e 一文書整備法・・・・・・・・	民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利
	用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律を
	いう。
国税・・・・・・・・・・・・・・・・・	法第2条第1号((定義))に規定する国税をいう。
国税関係帳簿書類・・・・・・・	法第2条第2号((定義))に規定する国税関係帳簿書類をいう。
国税関係帳簿・・・・・・・・・	法第2条第2号((定義))に規定する国税関係帳簿をいう。
国税関係書類・・・・・・・・・	法第2条第2号((定義))に規定する国税関係書類をいう。
電磁的記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	法第2条第3号((定義))に規定する電磁的記録をいう。
保存義務者・・・・・・・・・・	法第2条第4号((定義))に規定する保存義務者をいう。
納税地等・・・・・・・・・・・	法第2条第5号((定義))に規定する納税地等をいう。
電子取引・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	法第2条第6号((定義))に規定する電子取引をいう。
電子計算機出力マイクロフィルム・	法第2条第7号((定義))に規定する電子計算機出力マイクロフ
	イルムをいう。
プログラム・・・・・・・・・	法第6条第1項((電磁的記録による保存等の承認の申請等))に
	規定するプログラムをいう。
電子計算機処理・・・・・・・・	規則第1条第2項((定義))に規定する電子計算機処理をいう。
システム・・・・・・・・・・	規則第3条第1項第1号((訂正加除の履歴の確保))に規定する
	電子計算機処理システムをいう。
スキャナ保存・・・・・・・・・	法第4条第3項((国税関係書類の電磁的記録による保存))の承
	認を受けている国税関係書類に係る電磁的記録による保存をい
	う。

目 次

第1章 通則

法第2条((定義))関係

- 2-1 国税関係帳簿の範囲
- 2-2 保存義務者が国税関係帳簿書類に係る納税者でない場合の例示
- 2-3 電子取引の範囲

第2章 適用要件

法第4条((国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等))関係

- 4-1 国税関係帳簿に係る電磁的記録の範囲
- 4-2 承認を受けることができる国税関係帳簿書類の単位
- 4-3 自己が作成することの意義
- 4-4 最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成することの意義
- 4-5 国税関係帳簿に係る電磁的記録の訂正又は削除の意義
- 4-6 国税関係帳簿に係る電磁的記録の訂正削除の履歴の確保の方法
- 4-7 国税関係帳簿に係る電磁的記録の訂正削除の履歴の確保の特例
- 4-8 追加入力の履歴の確保の方法
- 4-9 帳簿間の関連性の確保の方法
- 4-10 保存義務者が開発したプログラムの意義
- 4-11 備付けを要するシステム関係書類等の範囲
- 4-12 電磁的記録の保存場所に備え付ける電子計算機及びプログラムの意義
- 4-13 整然とした形式及び明瞭な状態の意義
- 4-14 検索機能の意義
- 4-15 国税関係帳簿に係る電磁的記録の検索機能における主要な記録項目
- 4-16 範囲を指定して条件を設定することの意義
- 4-17 二以上の任意の記録項目の組合せの意義
- 4-18 入力すべき記載事項の特例
- 4-19 スキャナの意義
- 4-20 速やかに行うことの意義
- 4-21 業務の処理に係る通常の期間の意義
- 4-22 対面で授受が行われない場合における国税関係書類の受領をする者の取扱い
- 4-23 特に速やかに行うことの意義
- 4-23 の 2 国税関係書類の受領をする者がスキャナで読み取る場合のタイムスタンプの意義
- 4-23の3 事務処理体制に応じたタイムスタンプの取扱い
- 4-24 一の入力単位の意義

- 4-25 タイムスタンプと電磁的記録の関連性の確保
- 4-26 タイムスタンプの有効性を保持するその他の方法の例示
- 4-27 認定業務
- 4-28 日本産業規格A列4番以下の大きさの書類の解像度の意義
- 4-29 スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の適用
- 4-30 スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の特例
- 4-31 スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の方法
- 4-32 入力を行う者等の意義
- 4-33 入力者等の情報の確認の意義
- 4-34 それぞれ別の者が行う体制の意義
- 4-34の2 電磁的記録の記録事項の確認の意義
- 4-35 定期的な検査を行う体制の意義
- 4-36 帳簿書類間の関連性の確保の方法
- 4-37 関連する国税関係帳簿
- 4-38 4ポイントの文字が認識できることの意義
- 4-39 スキャナ保存の検索機能における主要な記録項目
- 4-40 電磁的記録の作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類の取扱い

法第5条((国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等))関係

- 5-1 索引簿の備付けの特例
- 5-2 電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項の検索をすることができる機能 の意義

第3章 申請手続等

法第6条((電磁的記録による保存等の承認の申請等))関係

- 6-1 国税関係帳簿の備付けを開始する日の意義
- 6-2 申請を却下することができる事実の有無の認定等
- 6-3 便宜提出ができる相当の理由の例示
- 6-4 合併又は営業譲渡があった場合の取扱い

法第7条((電磁的記録による保存等の承認に係る変更))関係

- 7-1 取りやめの届出書を提出した場合の電磁的記録等の取扱い
- 7-2 法第5条第3項による保存を取りやめる場合の手続
- 7-3 届出書の便宜提出
- 7-4 システム変更を行った場合の取扱い

法第8条((電磁的記録による保存等の承認の取消し))関係

8-1 スキャナ保存における承認の取消事由

第4章 電子取引

法第10条((電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存))関係

- 10-1 電磁的記録等により保存すべき取引情報
- 10-2 規則第8条第1項第3号に規定するシステムの例示
- 10-3 訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程

第1章 通則

法第2条((定義))関係

(国税関係帳簿の範囲)

2-1 法第2条第2号((国税関係帳簿書類の意義))に規定する「国税関係帳簿」には、 酒税法第46条((記帳義務))に規定する帳簿のように、国税に関する法律において記 帳義務を規定することにより保存義務が課されている帳簿も含まれることに留意す る。

【解 説】

国税関係帳簿には、所得税法第 232 条や法人税法第 150 条の 2 に規定する帳簿のように、法文上で備付け、記帳及び保存が義務付けられているものと、酒税法第 46 条に規定する帳簿のように、法文上は記帳のみが義務付けられているものがある。このため、法第 2 条第 2 号に規定する「国税関係帳簿(国税に関する法律の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿)」の解釈において、後者のような規定振りとなっている帳簿は、これに該当しないのではないかという見方もないわけではない。

しかしながら、法文上で記帳のみが義務付けられている帳簿であっても、記帳の前提として、その備付けがなされるべきことはいうまでもなく、また、記帳された帳簿が、 更正決定等が行われ得る期間、保存されなければならないことも記帳義務の趣旨からして当然である(酒税法基本通達第 46 条「6」(帳簿の備付場所及び保存期間の取扱い)参照)。したがって、そのような帳簿にも、備付け及び保存の義務が課されているということができる。

そこで、酒税法第 46 条に規定する帳簿を例に、そのような帳簿も法第 2 条第 2 号に 規定する国税関係帳簿に該当する旨を明らかにしたものである。

(保存義務者が国税関係帳簿書類に係る納税者でない場合の例示)

- 2-2 法第2条第5号((納税地等の意義))に規定する「保存義務者が、……国税関係 帳簿書類に係る国税の納税者でない場合」の保存義務者には、例えば、次に掲げる者 が、これに該当する。
 - (1) 所得税法施行令第 48 条((金融機関の営業所等における非課税貯蓄に関する帳簿 書類の整理保存等))の規定により、非課税貯蓄の限度額管理に関する帳簿等を保存しなければならないこととされている金融機関の営業所等の長
 - (2) 酒税法第46条((記帳義務))の規定により、酒類の販売に関する事実を帳簿に記載しなければならないこととされている酒類の販売業者

【解 説】

法第2条第5号では、申請書等の提出先並びに承認、却下及び取消しの処分権者となる所轄税務署長等を決定する際の基準としての「納税地等」を、「保存義務者が、国税関係帳簿書類に係る国税の納税者である場合には当該国税の納税地をいい、国税関係帳

簿書類に係る国税の納税者でない場合には当該国税関係帳簿書類に係る対応業務を行 う事務所……の所在地をいう。」と定義している。

この「納税地等」の定義のうち「保存義務者が、国税関係帳簿書類に係る国税の納税者である場合」については、所得税法(源泉徴収に関する規定を除く。)又は法人税法を例にとれば理解が容易である(所得税法又は法人税法における帳簿書類の保存義務者は当該各税法上の納税者でもある。)。しかしながら、「保存義務者が、……国税関係帳簿書類に係る国税の納税者でない場合」については、一般になじみが薄いと思われるため、これに該当する例として、

- イ 所得税法上の非課税貯蓄の限度額管理に関する帳簿など非課税貯蓄に関する帳簿 書類の保存義務者としての「金融機関の営業所等の長(非課税貯蓄に関する帳簿書類 の保存義務者ではあるが、利子等に係る源泉所得税の納税者(源泉徴収義務者)では ない。)」
 - (注) 源泉徴収義務者は、国税通則法第2条第5号に規定する納税者であるが、この 場合の源泉徴収義務者は金融機関(法人) そのものであって、金融機関の営業所等 の長ではない。
- ロ 酒税法上の酒類の販売に関する帳簿の保存義務者としての「酒類の販売業者(酒類の販売に関する帳簿の保存義務者ではあるが、酒税の納税者ではない。)」 を掲げたものである。

(電子取引の範囲)

- 2-3 法第2条第6号((電子取引の意義))に規定する「電子取引」には、取引情報が 電磁的記録の授受によって行われる取引は通信手段を問わず全て該当するのである から、例えば、次のような取引も、これに含まれることに留意する。
 - (1) いわゆるEDI取引
 - (2) インターネット等による取引
 - (3) 電子メールにより取引情報を授受する取引(添付ファイルによる場合を含む。)
 - (4) インターネット上にサイトを設け、当該サイトを通じて取引情報を授受する取引

【解 説】

法第2条第6号において、電子取引とは、「取引情報(取引に関して受領し、又は交付される注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう。)の授受を電磁的方式により行う取引をいう。」と規定されているが、インターネット等の急速な進展により、いわゆる EDI(Electronic Data Interchange)取引以外にも、様々な取引形態が発生してきており、納税者が行っている取引が電子取引に該当するか否かの判断に迷うケースもあると考えられる。したがって、取引情報の授受が電磁的方式によって行われる取引は全て該当するのであるが、その内容をある程度明示する必要があることから、一般に行われている電子取引について念のため例示したものである。

なお、本通達の(4)の取引は、例えばASP (Application Service Provider) 事業者を介した取引がこれに該当する。この場合、取引情報の授受が電磁的記録により行われ

ることから電子取引に該当するが、取引情報に係る電磁的記録は保存義務者側では保存 がなく、一般的にはASP事業者の管理下にある電子計算機に保存されることとなる。

しかし、このような場合であっても、4-12の注書の考え方を踏まえ、ASP事業者に保存されている電磁的記録が保存義務者に帰属し、規則第8条第1項((電子取引の取引情報に係る電磁的記録の訂正削除の防止))の要件を満たし、納税地等の電子計算機において取引情報に係る電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に速やかに出力でき、国税に関する法律の規定に基づく保存期間保存されるなどして当該保存期間を通じて当該電磁的記録の内容を確認できることが契約書等で明らかにされている場合には、納税者側で保存がなされているものとして取り扱うこととする。

(参考)

- EDIとは、商取引に関する情報を企業間で電子的に交換する仕組みをいう。
- ASP事業者とは、ビジネス用のソフトウェア等をインターネットを通じてレン タルする事業者をいう。

第2章 適用要件

法第4条((国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等))関係

(国税関係帳簿に係る電磁的記録の範囲)

4-1 法第4条第1項((国税関係帳簿の電磁的記録による保存等))又は第5条第1項((国税関係帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等))に規定する「国税関係帳簿に係る電磁的記録」とは、規則第3条第1項各号の要件に従って備付け及び保存(以下「保存等」という。)が行われている当該国税関係帳簿を出力することができる電磁的記録をいう。

したがって、そのような電磁的記録である限り、電子計算機処理において複数の電磁的記録が作成される場合にそのいずれの電磁的記録を保存等の対象とするかは、保存義務者が任意に選択することができることに留意する。

(注) この場合の国税関係帳簿に係る電磁的記録の媒体についても保存義務者が任 意に選択することができることに留意する。

【解 説】

電子計算機を使用して国税関係帳簿を作成する過程においては、そのシステムによって、最初の入力データとしての電磁的記録や電子計算機処理の各段階ごとにその電磁的記録が加工されて作成される各電磁的記録など、多種、多様の電磁的記録が作成されていると考えられる。

ところで、この法律の適用に当たり、これら電子計算機処理の各段階ごとに作成される各電磁的記録のうち、いずれの電磁的記録を保存等の対象とすべきかについては、これを示す具体的な規定は存しないものの、この法律が、従前の書面による国税関係帳簿の保存等に代えて電磁的記録による保存等を認めようとするものであることからすれば、規則第3条第1項各号の要件に従って保存等が行われているもので、国税関係帳簿を書面等に出力することができるものであれば必要十分ということができる。したがって、そのような電磁的記録である限り、電子計算機処理において複数の電磁的記録が作成される場合に、そのいずれの電磁的記録を保存等の対象とするかは保存義務者が任意に選択することができることとなるので、その旨を明らかにしたものである。

また、電磁的記録に係る記録、保存の具体的な媒体としては、一般に、ハードディスク (HD)、コンパクトディスク (CD)、USBメモリ、フロッピーディスク (FD)、光磁気ディスク (MO)、磁気テープ (MT)等があるが、この法律の適用に当たっては、これが可動媒体に限定されるのではないか(ハードディスクでの保存は認められないのではないか)、CD-Rのように記録されたデータの書換えができない媒体に限定されるのではないかといった受け止め方をする向きもある。しかしながら、この電磁的記録の媒体についても、この法律上これを限定するような具体的な規定は存せず、保存義務者の任意の選択に委ねているものと解されるので、その旨を併せて明らかにした。

なお、いずれの媒体によることとしても、保存義務者は、その媒体の管理手続等を事務処理規定等において明確にするとともに、管理責任者を定める等により、適切に管理・保管しなければならないことはいうまでもない。

以上の考え方については、国税関係書類に係る電磁的記録についても同様である。 (参考)

法第2条第3号に規定する「電磁的記録」とは、情報(データ)それ自体、あるいは記録に用いられる媒体のことではなく、一定の媒体上に情報として使用し得る(一定の手順によって読み出すことができる)ものとして、情報が記録・保存された状態にあるもの、具体的には、情報がHDやCD等に記録・保存された状態にあるものをいう。

(承認を受けることができる国税関係帳簿書類の単位)

- 4-2 法第4条各項((国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等))の規定の適用に当たっては、一部の国税関係帳簿書類について承認を受けることもできるのであるから、例えば、保存義務者における次のような国税関係帳簿書類の作成・保存の実態に応じて、それぞれの区分のそれぞれの国税関係帳簿書類ごとに承認を受けることができることに留意する。
 - (1) 法第4条第1項の規定を適用する場合
 - ① 仕訳帳及び総勘定元帳のみを作成している場合
 - ② ①に掲げる国税関係帳簿のほか、現金出納帳、売上帳、仕入帳、売掛金元帳、 買掛金元帳などの国税関係帳簿を作成している場合
 - ③ ①又は②に掲げる国税関係帳簿を本店で作成するほか事業部若しくは事業所ごとに作成している場合
 - (2) 法第4条第2項の規定を適用する場合
 - ① 注文書の写しのみを作成している場合
 - ② ①に掲げる国税関係書類のほか、領収書の写し、見積書の写し、請求書の写しなどの国税関係書類を作成している場合
 - ③ ①又は②に掲げる国税関係書類を本店で作成するほか事業部若しくは事業所ごとに作成している場合
 - (3) 法第4条第3項の規定を適用する場合
 - ① 作成又は受領した注文書、領収書、見積書、請求書などの国税関係書類を保存している場合
 - ② ①に掲げる国税関係書類を本店で保存しているほか事業部若しくは事業所ごとに保存している場合

【解 説】

法第4条各項では、国税関係帳簿書類の全部又は一部について、所轄税務署長等の承認を受けたときは、電磁的記録の保存等をもって国税関係帳簿書類の保存等に代えることができる旨規定されているが、この規定における「一部」の意義については、そもそも、保存義務者が国税関係帳簿書類のうち一部の国税関係帳簿書類しか電子計算機により作成等していないような場合でも、その電子計算機により作成等する国税関係帳簿書類について、承認を受けて電磁的記録による保存等を行うことができるとするものであり、その場合においても、必ずしも、電子計算機により作成等する国税関係帳簿書類の全部について承認を受けなければならないとするものでもない。

したがって、法第4条各項の規定の適用に当たっては、例えば、保存義務者における 次のような国税関係帳簿書類の作成・保存の実態に応じて、それぞれの区分のそれぞれ の国税関係帳簿書類ごとに承認を受けることができることとなる。

- イ 法第4条第1項の規定を適用する場合
 - (4) 仕訳帳及び総勘定元帳のみを作成している場合
 - (ロ) (4)に掲げる国税関係帳簿のほか、現金出納帳、売上帳、仕入帳、売掛金元帳、 買掛金元帳などの国税関係帳簿を作成している場合
 - (n) (l)又は(n)に掲げる国税関係帳簿を本店で作成するほか事業部若しくは事業所ごとに作成している場合
- ロ 法第4条第2項の規定を適用する場合
- (4) 注文書の写しのみを作成している場合
- (II) (4)に掲げる国税関係書類のほか、領収書の写し、見積書の写し、請求書の写し などの国税関係書類を作成している場合
- (ハ) (イ)又は(□)に掲げる国税関係書類を本店で作成するほか事業部若しくは事業所ごとに作成している場合
- ハ 法第4条第3項の規定を適用する場合
 - (4) 作成又は受領した注文書、領収書、見積書、請求書などの国税関係書類を保存 している場合
 - (I) (()に掲げる国税関係書類を本店で保存しているほか事業部若しくは事業所ごと に保存している場合

なお、他の条項においても同様の規定があるが、考え方は同様であり、一の国税関係 帳簿書類を単位として、申請等(申請、取りやめ、承認、却下及び取消し)を行うこと となる。

(自己が作成することの意義)

4-3 法第4条第1項及び第2項((国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)) 並びに第5条((国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存 等))に規定する「自己が」とは、保存義務者が主体となってその責任において行うこ とをいい、例えば、国税関係帳簿書類に係る電子計算機処理を会計事務所や記帳代行 業者に委託している場合も、これに含まれることに留意する。

【解 説】

法第4条及び第5条では、「自己が……電子計算機を使用して作成する場合であって」と規定されている。この場合の「自己が」の意義について、これを「自ら」あるいは「自分自身が」と狭義に解する向きもあるが、これは、「保存義務者が主体となってその責任において」という趣旨であることから、電子計算機処理が必ずしも保存義務者自身によって行われる必要はなく、例えば、それを会計事務所や記帳代行業者に委託している場合も、これに含まれるので、その旨を明らかにしたものである。

(最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成することの意義)

4-4 法第4条第1項((国税関係帳簿の電磁的記録による保存等))及び第5条第1項((国税関係帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等))に規定する「最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合」とは、帳簿を備え付けて記録を蓄積していく段階の始めから終わりまで電子計算機の使用を貫いて作成する場合をいうことに留意する。

【解 説】

法第4条第1項及び第5条第1項に規定する「最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合」とは、備え付けた帳簿に記録を蓄積していく過程において、手書きなど電子計算機を使用しない過程を踏まずに、記録を蓄積していく段階の始めから終わりまで電子計算機の使用を貫いて作成する場合をいうことを明らかにしたものである。

なお、国税関係帳簿は、備え付けた帳簿に記録を蓄積していく段階を経て保存に至る ものであるのに対し、国税関係書類は、記録を蓄積していく段階が存在しないことから、 書類の作成の始めから終わりまで電子計算機の使用を貫いて作成するとの意味で、法第 4条第2項及び第5条第2項において、単に「一貫して電子計算機を使用して作成する」 と規定されているものであり、考え方は同様である。 (国税関係帳簿に係る電磁的記録の訂正又は削除の意義)

- 4-5 規則第3条第1項第1号イ((訂正削除の履歴の確保))に規定する「訂正又は削除」とは、電子計算機処理によって、承認済国税関係帳簿(法第4条第1項((国税関係帳簿の電磁的記録による保存等))又は第5条第1項((国税関係帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等))の承認を受けている国税関係帳簿をいう。以下4-5及び4-6において同じ。)に係る電磁的記録の該当の記録事項を直接に変更することのみをいうのではなく、該当の記録事項を直接に変更した場合と同様の効果を生じさせる新たな記録事項(いわゆる反対仕訳)を追加することもこれに含まれることに留意する。
 - (注) この場合の変更又は追加には、当該承認済国税関係帳簿以外の国税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項を変更し又は新たな記録事項を追加することにより、 当該承認済国税関係帳簿に係る電磁的記録の該当の記録事項が変更され又は新 たな記録事項が追加される場合も含まれることに留意する。

【解 説】

規則第3条第1項第1号では、承認を受けた国税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認することができるシステムを使用することとされている。

この訂正又は削除の具体的な方法としては、電子計算機処理によって、法第4条第1項又は第5条第1項の承認を受けている国税関係帳簿(以下「承認済国税関係帳簿」という。)に係る電磁的記録の該当の記録事項を直接に変更する方法のほか、新たな記録事項(いわゆる反対仕訳)を追加することによって、該当の記録事項を直接に変更した場合と同様の効果を生じさせる方法もある。

また、承認済国税関係帳簿に係る電磁的記録が、その前段階で記録される承認済国税 関係帳簿以外の国税関係帳簿に係る電磁的記録から引き継がれることにより入力され ているような場合には、当該承認済国税関係帳簿以外の国税関係帳簿に係る電磁的記録 の記録事項を変更し又は新たな記録事項を追加することにより、当該承認済国税関係帳 簿に係る電磁的記録の該当の記録事項が変更され又は新たな記録事項が追加される場 合もある。

これらのことから、規則第3条第1項第1号イに規定する「訂正又は削除」には、これらの全てのものが含まれることとなるので、その旨を明らかにしたものである。

(国税関係帳簿に係る電磁的記録の訂正削除の履歴の確保の方法)

- 4-6 規則第3条第1項第1号イ((訂正削除の履歴の確保))の規定の適用に当たり、 例えば、次に掲げるシステム等によることとしている場合には、当該規定の要件を満 たすものとして取り扱うこととする。
 - (1) 電磁的記録の記録事項を直接に訂正し又は削除することができるシステムで、かつ、訂正前若しくは削除前の記録事項及び訂正若しくは削除の内容がその電磁的記録又はその電磁的記録とは別の電磁的記録に自動的に記録されるシステム
 - (2) 電磁的記録の記録事項を直接に訂正し又は削除することができないシステムを使用し、かつ、その記録事項を訂正し又は削除する必要が生じた場合には、これを直接に訂正し又は削除した場合と同様の効果を生じさせる新たな記録事項(当初の記録事項を特定するための情報が付加されたものに限る。)を記録する方法(いわゆる反対仕訳による方法)
 - (注) 4-5の(注)の場合において、承認済国税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項の訂正又は削除の事実及び内容を、当該承認済国税関係帳簿以外の国税関係帳簿に係る電磁的記録(当該国税関係帳簿が承認済国税関係帳簿でない場合には、電磁的記録又はこれを出力した書面)により確認することができることとしているときは、これを認める。

【解 説】

規則第3条第1項第1号イに規定する「電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること」という要件を満たす方法として、現状におけるコンピュータ処理の実態を踏まえ、次のようなシステム等によっている場合には、この要件を満たすものとして取り扱うことを明らかにしたものである。

イ 訂正又は削除の履歴が自動的に記録されるシステム

電磁的記録として記録されている記録事項を直接に訂正し又は削除することができるシステムであり、かつ、訂正前若しくは削除前の記録事項及び訂正若しくは削除の内容がその電磁的記録又はその電磁的記録とは別の電磁的記録(訂正削除の履歴ファイル)に自動的に記録されるシステム

ロ いわゆる反対仕訳により記録する方法

電磁的記録として記録されている記録事項を直接に訂正し又は削除することができないシステムを使用し、かつ、その記録事項を訂正し又は削除する必要が生じた場合には、これを直接に訂正し又は削除した場合と同様の効果を生じさせる新たな記録事項(当初の記録事項を特定するための情報が付加されたものに限る。)を記録する方法

(注) 反対仕訳の方法として、当初の記録事項の全体の反対仕訳と正当な仕訳を行う 方法又は当初の記録事項と正当な記録事項との差を反対仕訳する方法のいずれの 方法によるかは問わない。

なお、承認済国税関係帳簿に係る電磁的記録が、その前段階で記録される当該承認済 国税関係帳簿以外の国税関係帳簿(以下「他の国税関係帳簿」という。)に係る電磁的 記録から引き継がれることにより入力されている場合(取扱通達4-5(注)参照)のように、当該他の国税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項を訂正し又は削除することによって、当該承認済国税関係帳簿に係る電磁的記録の該当の記録事項が訂正され又は削除されることがある。

この場合、その引継方法いかんによっては、当該承認済国税関係帳簿の訂正削除の履歴が当該他の国税関係帳簿に係る電磁的記録にのみ記録される(当該承認済国税関係帳簿に係る電磁的記録には記録されない)場合もあるが、そのような場合であっても、当該他の国税関係帳簿に訂正削除の履歴が確保されていれば、それにより当該承認済国税関係帳簿に係る訂正削除の履歴は確認することができることとなる。また、この場合の当該他の国税関係帳簿における承認済国税関係帳簿に係る訂正削除の履歴の確保の仕方に関しては、電磁的記録としての確保が原則ではあるが、当該他の国税関係帳簿が承認済国税関係帳簿でない場合にまで、その原則どおりの確保の仕方を求めることは、結果として、当該他の国税関係帳簿(承認済国税関係帳簿でない国税関係帳簿)に係る全ての電磁的記録の保存を求めることになることも考えられる。

そこで、当該他の国税関係帳簿が承認済国税関係帳簿である場合とそうでない場合とに区分し、当該他の国税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項の訂正削除の履歴を、次により確認することができるときは、規則第3条第1項第1号イの要件を満たすものとして取り扱うことを併せて明らかにした。

- イ 当該他の国税関係帳簿が承認済国税関係帳簿の場合 当該他の国税関係帳簿に係る電磁的記録
- ロ 当該他の国税関係帳簿が承認済国税関係帳簿でない場合 当該他の国税関係帳簿に係る電磁的記録又はこれを出力した書面

(国税関係帳簿に係る電磁的記録の訂正削除の履歴の確保の特例)

4-7 規則第3条第1項第1号イ((訂正削除の履歴の確保))の規定の適用に当たり、 電磁的記録の記録事項の誤りを是正するための期間を設け、当該期間が当該電磁的記 録の記録事項を入力した日から1週間を超えない場合であって、当該期間内に記録事 項を訂正し又は削除したものについて、その訂正又は削除の事実及び内容に係る記録 を残さないシステムを使用し、同項第3号ニに掲げる書類に当該期間に関する定めが あるときは、要件を充足するものとして取り扱う。

【解 説】

規則第3条第1項第1号では、承認を受けた国税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合に、訂正削除の履歴を確認できるシステムを使用することとされている。

この場合の訂正削除の履歴は、その全てについて残されることが望ましいが、入力後速やかにその入力内容を確認し入力誤りについて訂正又は削除をすることも一般的であり、そのような訂正又は削除についてまで、その履歴の確保を求めるのは、コンピュータ処理の実態に即さないとも考えられる。

そこで、そのような訂正又は削除を行うための期間があらかじめ内部規程等(規則第

3条第1項第3号ニに掲げる事務手続を定めた書類)に定められており、かつ、その期間が当該電磁的記録の記録事項を入力した日から1週間を超えない場合には、便宜上、その期間について訂正又は削除の履歴を残さないシステムを使用することを認めることとしたものである。

なお、一定の期間について訂正削除の履歴を残さないシステムとしては、例えば、次の訂正又は削除の方法の区分に応じ、次のようなものが考えられる。

イ 記録事項を直接に訂正し又は削除する方法

電磁的記録の記録事項に係る当初の入力日から訂正又は削除をすることができる 期間を自動的に判定し、当該期間内における訂正又は削除については履歴を残さない こととしているシステム

ロ いわゆる反対仕訳により訂正し又は削除する方法

電磁的記録の記録事項に係る当初の入力日から訂正又は削除をすることができる 期間を自動的に判定し、当該期間が経過するまでは記録事項を直接に訂正し又は削除 することができるが、当該期間が経過した後においては反対仕訳の方法によってしか 記録事項を訂正し又は削除することができないシステム

(追加入力の履歴の確保の方法)

4-8 規則第3条第1項第1号口((追加入力の履歴の確保))の規定の適用に当たり、例えば、国税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項の入力時に、個々の記録事項に入力日又は一連番号等が自動的に付され、それを訂正し又は削除することができないシステムを使用する場合には、当該規定の要件を満たすこととなることに留意する。

【解 説】

規則第3条第1項第1号ロでは、個々の記録事項の入力を、通常の業務処理期間を経過した後に行った場合に、その事実(通常の業務処理期間経過後に追加入力した事実)を事後において確認することができるシステムを使用することとされている。

ところで、現状のコンピュータ処理においては、全ての電磁的記録の記録事項に、その入力時において入力日や一連番号等の情報が自動的に付されるシステムが相当程度普及しているが、これらの情報を訂正し又は削除することができないシステムにおいては、事後に、その入力日や一連番号等によって個々の記録事項の入力順序が分かることから、追加入力した事実を確認することができることとなる。

そこで、これを規則第3条第1項第1号ロの要件を満たすシステムの例として明らかにしたものである。

(帳簿間の関連性の確保の方法)

- 4-9 規則第3条第1項第2号((帳簿間の関連性の確保))の規定の適用に当たり、例えば、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる情報が記録事項として記録されるときは、同号の要件を満たすものとして取り扱うことに留意する。
 - (1) 一方の国税関係帳簿に係る記録事項(個々の記録事項を合計したものを含む。)が 他方の国税関係帳簿に係る記録事項として個別転記される場合 相互の記録事項が 同一の取引に係る記録事項であることを明確にするための一連番号等の情報
 - (2) 一方の国税関係帳簿に係る個々の記録事項が集計されて他方の国税関係帳簿に係る記録事項として転記される場合((1)に該当する場合を除く。) 一方の国税関係帳簿に係るどの記録事項を集計したかを明らかにする情報

【解 説】

規則第3条第1項第2号では、承認を受けている国税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項と当該国税関係帳簿に関連する他の国税関係帳簿の記録事項(当該他の国税関係帳簿も、電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認を受けているものである場合には、その電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項)との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこととされている。

この規定の要件を満たす具体的な方法としては、次のような方法が考えられるので、 これを例示したものである。

- イ 一方の国税関係帳簿に係る記録事項(例えば、日計や月計のように個々の記録事項を合計したものを含む。)を他方の国税関係帳簿に係る記録事項として個別転記する場合に、一連番号等の情報を双方の国税関係帳簿に係る記録事項として記録する方法
- ロ 一方の国税関係帳簿に係る個々の記録事項を集計して他方の国税関係帳簿に係る 記録事項として転記する場合に、他方の国税関係帳簿の摘要欄等に集計対象項目(勘 定科目又は部門等)及び集計範囲(○月○日~○月○日)を記録する方法

(保存義務者が開発したプログラムの意義)

4-10 規則第3条第1項第3号((システム関係書類等の備付け))(同条第2項及び第5項第7号において準用する場合を含む。)に規定する「保存義務者が開発したプログラム」とは、保存義務者が主体となってその責任において開発したプログラムをいい、システム開発業者に委託して開発したものも、これに含まれることに留意する。

【解 説】

規則第3条第1項第3号では、保存義務者が開発したプログラム以外のプログラムを使用する場合には、電子計算機処理システムの概要を記載した書類及び同システムの開発に際して作成した書類の備付けを要しないこととされている。これは、保存義務者がそのプログラムの著作権(又は所有権)を持たない場合(保存義務者以外の者が開発したプログラムを購入して使用しているような場合)に、これらの書類はそもそも著作権者から保存義務者(プログラムの使用者)に交付されないのが一般的であって、保存義務者において備え付けられることがないという実態を考慮したことによるものと考え

られる。

この場合において、「保存義務者が開発したプログラム」を狭義に解すれば、システム開発業者に委託して開発したプログラムは含まれないとも考えられるが、このような委託開発の場合には、そのプログラムの所有権者は保存義務者であり、上記の各書類は保存義務者の管理下に置かれるものであることから、これらの書類の備付けを不要とする理由は存しないこととなる。

そこで、保存義務者が開発したプログラムには、委託開発に係るプログラムも含まれる旨を明らかにしたものである。

(備付けを要するシステム関係書類等の範囲)

4-11 規則第3条第1項第3号イから二まで((システム関係書類等の備付け))(同条第2項及び第5項第7号において準用する場合を含む。)に掲げる書類は、それぞれ次に掲げる書類をいう。

なお、当該書類を書面以外の方法により備え付けている場合であっても、その内容を同条第1項第4号((電子計算機等の備付け等))(同条第2項において準用する場合を含む。以下4-12及び4-13において同じ。)に規定する電磁的記録の備付け及び保存をする場所並びに同条第5項第6号((スキャナ保存における電子計算機等の備付け等))に規定する電磁的記録の保存をする場所(以下4-12において「保存場所」という。)で、画面及び書面に、速やかに出力することができることとしているときは、これを認める。

- (1) 同条第1項第3号イに掲げる書類 システム全体の構成及び各システム間のデータの流れなど、電子計算機による国税関係帳簿書類の作成に係る処理過程を総括的に記載した、例えば、システム基本設計書、システム概要書、フロー図、システム変更履歴書などの書類
- (2) 同号ロに掲げる書類 システムの開発に際して作成した (システム及びプログラムごとの目的及び処理内容などを記載した)、例えば、システム仕様書、システム設計書、ファイル定義書、プログラム仕様書、プログラムリストなどの書類
- (3) 同号ハに掲げる書類 入出力要領などの具体的な操作方法を記載した、例えば、操作マニュアル、運用マニュアルなどの書類
- (4) 同号ニに掲げる書類 入出力処理(記録事項の訂正又は削除及び追加をするための入出力処理を含む。)の手順、日程及び担当部署並びに電磁的記録の保存等の手順及び担当部署などを明らかにした書類

【解 説】

規則第3条第1項第3号では、各種のシステム関係書類等を備え付けることとされているが、これらの書類の種類及び名称は様々であることから、同号イから二に掲げる各書類について、それぞれの内容と、該当する書類の一般的な名称を例示したものである。同条第5項第7号において準用する場合にあっては、記載されている書類のほか、本通達の(3)に掲げる書類には、例えば、スキャナ装置、タイムスタンプ、検索機能及び訂正削除管理機能に関する操作要領が含まれ、(4)に掲げる書類には、例えば、タイムスタン

プに係る契約書が含まれることとなることに留意する。

なお、個々の書類が同条第1項第3号イから二に掲げる複数の区分に該当する場合で あっても、それぞれに区分して新たに作成して備える必要はない。

また、これらの書類は、電磁的記録で保存されている例も多いことから、保存場所で 画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるも のであれば、必ずしも書面により保存する必要はないことを併せて明らかにした。

(電磁的記録の保存場所に備え付ける電子計算機及びプログラムの意義)

- 4-12 規則第3条第1項第4号及び第5項第6号((電子計算機等の備付け等))に規定する「当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム」とは、必ずしも法第6条第1項又は第2項((電磁的記録による保存等の承認の申請等))に規定する「電子計算機及びプログラム」を指すものではないことに留意する。
 - (注) 規則第3条第1項第4号及び第5項第6号の規定の適用に当たり、保存場所に 電磁的記録が保存等をされていない場合であっても、例えば、保存場所に備え付 けられている電子計算機と法第6条第1項に規定する国税関係帳簿書類の作成 に使用する電子計算機とが通信回線で接続されているなどにより、保存場所にお いて電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、それぞれの要件に従った状態 で、速やかに出力することができるときは、当該電磁的記録は保存場所に保存等 がされているものとして取り扱う。

【解 説】

規則第3条第1項第4号及び第5項第6号では、電磁的記録の備付け及び保存をする場合に、当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機を備え付けることとされている。

この場合の電子計算機は、必ずしもその電磁的記録の作成過程において使用されたものである必要はなく、その電磁的記録の出力等の電子計算機処理の用に供することができるものであればよいことから、この旨を明らかにしたものである。

ところで、国税関係帳簿書類に係る電磁的記録は、各税法において帳簿書類を保存すべきこととされている場所(規則第3条第1項第4号に規定する電磁的記録の備付け及び保存する場所並びに同条第5項第6号に規定する電磁的記録を保存をする場所(以下これらを併せて「保存場所」という。))に保存等をすることを要するが、情報処理センターで処理している場合や情報処理業者等に委託して処理している場合などにあっては、これが保存場所以外の場所に保存等をされている場合もある。このような場合でも、例えば、保存場所の電子計算機と電磁的記録を作成する電子計算機とが通信回線で接続されているなどにより、保存場所において電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、それぞれの要件に従った状態で、速やかに出力することができるときには、特段の弊害もないことから、当該電磁的記録は保存場所に保存等をされているものとして取り扱うこととし、この旨を併せて明らかにした。

(整然とした形式及び明瞭な状態の意義)

4-13 規則第3条第1項第4号((電子計算機等の備付け等))及び規則第4条第1項 第4号((マイクロフィルムリーダプリンタの備付け等))に規定する「整然とした形式 及び明瞭な状態」とは、書面により作成される場合の帳簿書類に準じた規則性を有す る形式で出力され、かつ、出力される文字を容易に識別することができる状態をいう。

【解 説】

規則第3条第1項第4号に規定する「整然とした形式及び明瞭な状態」の程度については、明文の規定は存しないが、一般的には、記録項目の名称とその記録内容の関連付けが明らかであるなど、書面の帳簿書類に準じた規則性をもった出力形式と、容易に識別することができる程度の文字間隔、文字ポイント及び文字濃度をもった出力状態が確保される必要があると解される。そこで、この旨を明らかにしたものである。

なお、電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の場合にあっては、マイクロフィルムリーダプリンタへの画面表示時又は書面への印刷時において上記の要件を満たすような形式等により、フィルム上へのデータ出力がなされていることを要する

- (注) 1 出力形式については、書面の帳簿のような罫線を含んだ形式が必ずしも求められるものではないが、一方、いわゆるダンプリストのようなデータを羅列しただけの形式が認められるものでもない。
 - 2 ディスプレイへの画面表示においては、一の記録事項を横スクロールによって表示するような表示形式も認められるものの、書面への出力を当該画面のハードコピーによっている場合で、かつ、一の記録事項が複数枚の書面に分割して出力されるような出力形式は、一覧的に確認することが困難となることから、整然とした形式に該当しないこととなる。

(検索機能の意義)

4-14 規則第3条第1項第5号((検索機能の確保))(同条第2項及び第5項第7号において準用する場合を含む。)に規定する「電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能」とは、蓄積された記録事項から設定した条件に該当する記録事項を探し出すことができ、かつ、検索により探し出された記録事項のみが、ディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力される機能をいう。この場合、検索項目について記録事項がない電磁的記録を検索できる機能を含むことに留意する。

【解 説】

規則第3条第1項第5号に規定する検索機能とは、蓄積された記録事項から設定した条件に該当する記録事項を探し出すことができ、かつ、探し出された記録事項のみがディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力される機能をいう。したがってどのような条件を指定しても抽出されない電磁的記録が存在する、つまり特定の電磁的記録が検索の対象外となることは、検索ができるとはいえないと考えられるため、たとえ検索項目に係る記録事項がない場合であってもその空欄を対象として検索できるようにする旨を明らかにしたものである。

なお、平成 17 年度の税制改正前の通達の注書において、検索機能には検索結果を並べ替える機能(いわゆるソート機能)等は含まれないことが記載されていたが、この通達においてもその考え方に変更はなく、ソート機能等を義務付けるものではない。しかしながら近年のコンピュータシステムではソート機能は通常の機能として組み込まれているものも多いと考えられることから、あえて明示しないこととしたものである。

(国税関係帳簿に係る電磁的記録の検索機能における主要な記録項目)

4-15 規則第3条第1項第5号イ((検索機能の確保))に規定する「取引年月日、勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目」には、例えば、次に掲げる国税関係帳簿の区分に応じ、それぞれ次に定める記録項目がこれに該当する。

なお、この場合の勘定科目及び相手方勘定科目には、借方又は貸方の双方の科目を 含み、銀行口座別、取引の相手方別及び商品別等に区分して記録しているときは、当 該区分を含むことに留意する。

- (1) 仕訳帳 取引年月日、勘定科目及び取引金額
- (2) 総勘定元帳 記載年月日、勘定科目、相手方勘定科目及び取引金額
- (3) 現金出納帳、売上帳及び仕入帳などの補助記入帳 取引年月日、勘定科目及び取引金額
- (4) 売掛金元帳、買掛金元帳などの補助元帳 記録又は取引の年月日、勘定科目、相 手方勘定科目及び取引金額
- (5) 固定資産台帳、有価証券台帳及び給与台帳など資産名や社員名で区分して記録している帳簿 資産名又は社員名
- (6) 酒税法施行令第52条第1項((記帳義務))に規定する帳簿 受入年月日、受け入れた原料の区分、種別及び数量
- (7) 揮発油税法施行令第17条第1項((記帳義務))に規定する帳簿 移入年月日、移入した原料の種類及び数量
- (注) 一連番号等により規則第3条第1項第2号((帳簿間の関連性の確保))の要件を確保することとしている場合には、当該一連番号等により国税関係帳簿(法第4条第1項((国税関係帳簿の電磁的記録による保存等))又は第5条第1項((国税関係帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等))の承認を受けているものに限る。)の記録事項を検索することができるときについても要件を充足するものとして取り扱うことに留意する。

【解 説】

規則第3条第1項第5号イに規定する「取引年月日、勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目」には、次のような記録項目が該当すると考えられることから、この考え方に基づいて、主な国税関係帳簿ごとに該当の具体的な記録項目を例示したものである。

イ 日付(国税関係帳簿に記録すべき日付(取引年月日、記載年月日、約定年月日、受 入年月日等)をいう。)

- ロ 勘定科目(所得税法及び法人税法に定める国税関係帳簿に記録すべき勘定科目及び 相手方勘定科目(これらの科目には借方又は貸方の科目を含み、銀行口座別、取引の 相手方別又は商品別等に区分して記録している場合には当該区分を含む。)をいう。)
- ハ 金額(国税関係帳簿に記録すべき取引の金額又は資産の譲渡等の対価の額等をいい、 単価及び残高を含まない。)
- ニ 数量(所得税法及び法人税法により記録すべきこととされている数量を除く。)
- ホ その他の項目(資産の種類等により区分して記録されている場合の当該区分をい う。)

(範囲を指定して条件を設定することの意義)

4-16 規則第3条第1項第5号ロ((検索機能の確保))(同条第2項及び第5項第7号において準用する場合を含む。)に規定する「その範囲を指定して条件を設定することができる」とは、課税期間(国税通則法第2条第9号((定義))に規定する課税期間をいう。以下6-1において同じ。)ごとの国税関係帳簿書類別又は勘定科目別(規則第3条第2項及び第5項第7号において準用する場合に限る。)に、日付又は金額の任意の範囲を指定して条件設定を行い検索ができることをいうことに留意する。

【解 説】

規則第3条第1項第5号ロでは、日付及び金額についてはその範囲を指定して条件を 設定することができることとされている。これは、書面による帳簿書類の場合であれば 手に取りかつ目で見て探すことが可能であるが、電子データではそれが不可能であるこ とから保存の要件とされているものである。

書面による国税関係帳簿書類の場合は、各課税期間の帳簿書類の種類ごとに整理・保管され、その一課税期間ごとの帳簿又は書類の中から、必要なものを探し出していくことが一般的であることから、電子データにおける検索機能の日付又は金額の場合の範囲指定においても、一課税期間内の帳簿や書類の種類ごとであれば、任意の範囲を指定して条件設定を行い検索ができる必要があることを明らかにしたものである。

他方で、国税関係書類については、書類の種類以外の区分をもとに整理・保管している実務慣行もあることから、一律に書類の種類ごとに範囲を指定するよう求めることは非合理的と考えられる。そこで、こうしたケースを念頭に、規則第3条第2項及び第5項第7号において準用する場合(スキャナ保存)については、勘定科目別に検索できるときについても要件を充足することを明らかにしたものである。

なお、同条第1項第5号ロの場合(電子帳簿保存)については、同号イにおいて勘定 科目を検索の条件として設定することができるようにすることとされていることから、 勘定科目別に検索できるのは当然として、国税関係書類の種類別に検索できることが求 められるのである。

また、電子データにおける検索機能の日付の場合の範囲指定においても、二課税期間以上又は別々の帳簿及び書類の種類等をまたがって範囲指定できることを保存義務者に求めるものではない。

おって、例えば、データ量が膨大であるため、一課税期間の電子データを複数の保存

媒体に保存せざるを得ないなど、一課税期間を通じて任意の範囲を指定して検索を行うことが困難であることにつき、合理的な理由があると認められる場合には、一課税期間内の合理的な期間ごとに任意の範囲を指定して検索できればよいこととなる。

(二以上の任意の記録項目の組合せの意義)

4-17 規則第3条第1項第5号ハ((検索機能の確保))(同条第5項第7号において準用する場合を含む。)に規定する「二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること」とは、個々の国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の記録事項を検索するに当たり、当該国税関係帳簿書類に係る主要な記録項目から少なくとも二の記録項目を任意に選択して、これを検索の条件とする場合に、いずれの二の記録項目の組合せによっても条件を設定することができることをいうことに留意する。

【解 説】

規則第3条第1項第5号ハに規定する「二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること」のうち「二以上」とは、主要な記録項目の数にかかわらず当該主要な記録項目のうち少なくとも二の記録項目をいい、また、「任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること」とは、当該二の記録項目を任意に選択して、これを検索の条件とする場合に、いずれの二の記録項目の組合せによっても条件を設定することができることをいう旨を明らかにしたものである。

(入力すべき記載事項の特例)

4-18 法第4条第3項((国税関係書類の電磁的記録による保存))の適用に当たっては、国税関係書類の表裏にかかわらず、印刷、印字又は手書きの別、文字・数字・記号・符号等の別を問わず、何らかの記載があるときは入力することとなるが、書面に記載されている事項が、取引によって内容が変更されることがない定型的な事項であり、かつ、当該記載されている事項が規則第3条第5項第6号((スキャナ保存における電子計算機等の備付け等))に規定する電磁的記録の保存をする場所において、同一の様式の書面が保存されていることにより確認できる場合には、当該記載されている事項以外の記載事項がない面については入力しないこととしても差し支えないこととする。

【解 説】

国税関係書類の入力すべき範囲については、法第4条第3項で、「当該国税関係書類に記載されている事項を…電磁的記録に記録する場合であって」と規定していることから、国税関係書類の表裏にかかわらず、原則として記載されている事項については全て入力する必要がある。

したがって、裏面には印刷等がなく、全くの白紙である場合は裏面の入力を要しないが、例えば取引先の情報などの取引状況について、何らかの符号で裏面に記したりしている場合には、当該裏面も入力を要することとなる。

ところで、書面に記載された事項には、保険契約申込書の裏面に印刷されている定型 的な注意事項などのように、最初から紙に印刷された事項も含まれるのであるが、その ような定型的な記載事項は取引によって内容が変更されることがないことから、当該定型的な記載事項が記載されている書類を使用する前の状態で保存しているなどにより電磁的記録の保存をする場所で確認できる場合には、電磁的記録に記録した場合と同等と考えられるため、当該記載事項以外の記載事項がない面については入力をしないこととしても差し支えない旨を明らかにしている。

なお、契約書など、いわゆるひな形を使用して作成する文書の場合は、そのひな形は 単なる見本であり、通常内容を変更することが可能であるので、たとえひな形の内容を 変更せずに文書を作成したものであっても、記載されている事項は全て入力することと なる。

(スキャナの意義)

4-19 規則第3条第4項に規定する「スキャナ」とは、書面の国税関係書類を電磁的 記録に変換する入力装置をいう。したがって、例えば、スマートフォンやデジタルカ メラ等も、上記の入力装置に該当すれば、同項に規定する「スキャナ」に含まれるこ とに留意する。

【解 説】

平成 28 年度の税制改正前においては、スキャナについて「原稿台と一体となったものに限る。」ことが要件とされていた。これは、社内において経理担当者等が経理処理の際に領収書等の書面を確認した上でスキャナによる読み取りを行うことを念頭においた仕組みとされていたことによるものである。また、この「スキャナ」については法令上の定義はなく、一般的な用語を指しているものとしていたところであるが、「原稿台と一体となったものに限る。」とする要件があったため、いわゆる「スキャナ」として販売されている機器が用いられていた。

平成 28 年度の税制改正において、スマートフォン等を使用して社外において経理処理前に国税関係書類の読み取りを行い、そのデータによる経理処理を行えるよう、この「原稿台と一体となったものに限る。」とする要件が廃止され、用いることができる機器の選択肢が広くなった。

このため、本通達は、スキャナについて、書面の国税関係書類を電磁的記録に変換する入力装置であることを明らかにするとともに、スマートフォンやデジタルカメラ等の機器についても規則第3条第4項に規定する「スキャナ」に含まれることを例示的に明らかにしたものである。

(速やかに行うことの意義)

4-20 規則第3条第5項第1号イ((入力方法))に規定する「速やかに」の適用に当たり、国税関係書類の作成又は受領後おおむね7営業日以内に入力している場合には、速やかに行っているものとして取り扱う。

また、同号ロに規定する「速やかに」の適用に当たり、その業務の処理に係る通常の期間を経過した後、おおむね7営業日以内に入力している場合には同様に取り扱う。

【解 説】

国税関係書類を入力する場合には、紙段階の改ざん可能性を低くする観点からは、当該国税関係書類の作成又は受領後直ちに行うことが望ましいのであるが、他の業務との関係上又は外出先で書類を作成又は受領する場合など、書類を作成又は受領した日であってもスキャナで読み取ることができない場合も一般的であると考えられる。

したがって、日次の処理を求めることも業務の実態に即しているとはいえないと考えられる。そこで、日次以外の一般的に考えられる期間の最小単位であり、また、短期間の業務処理サイクルの単位としても一般的に用いられる期間は1週間であることから、休日等をまたいで入力する場合があることも勘案し、7営業日を基本とすることが合理的と考えられる。

さらに、業種業態によっては必ずしも7営業日以内に入力することができない場合も考えられ、それらを一律に排除することは経済実態上合理的ではないことから、おおむね7営業日以内に入力を行っている場合には、速やかに行っているものとして取り扱うこととしたものである。

(業務の処理に係る通常の期間の意義)

4-21 規則第3条第5項第1号ロ((入力方法))に規定する「その業務の処理に係る通常の期間」とは、国税関係書類の作成又は受領からスキャナで読み取り可能となるまでの業務処理サイクルの期間をいうことに留意する。

なお、月をまたいで処理することも通常行われている業務処理サイクルと認められることから、最長2か月の業務処理サイクルであれば、「その業務の処理に係る通常の期間」として取り扱うこととする。

【解 説】

規則第3条第5項第1号ロでは、「その業務の処理に係る通常の期間」と規定しているが、同条第1項第1号ロでも同様な規定がある。その考え方は、いずれも、企業等においてはデータ入力又は書類の事務処理などの業務を一定の業務処理サイクルで行うことが通例であり、また、その場合には適正な入力又は処理を担保するために、その業務処理サイクルを事務の処理に関する規程等で定めることが通例であるという、共通したものである。

このような考え方から、同条第5項第1号ロにおける「その業務の処理に係る通常の期間」とは、書類の事務処理、つまり国税関係書類の作成又は受領から、企業内でのチェックや決裁等を経てスキャナで読み取り可能となるまでの業務処理サイクルの期間をいう旨を明らかにしている。

なお、このように企業内チェック等が行われる場合には、月をまたいで処理することも通常行われている業務処理サイクルと認められることから、最長2か月の業務処理サイクルであれば、通常の期間として取り扱う旨を併せて明らかにしている。

(対面で授受が行われない場合における国税関係書類の受領をする者の取扱い)

4-22 規則第3条第5項の規定の適用に当たり、郵送等により送付された国税関係書類のうち、郵便受箱等に投函されることにより受領が行われるなど、対面で授受が行われない場合における国税関係書類の取扱いについては、読み取りを行う者のいずれを問わず、当該国税関係書類の受領をする者が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合に該当するものとして差し支えないものとする。

【解 説】

規則第3条第5項第2号ロに規定する「受領」については、特段の定めがないため、 対面で国税関係書類の授受が行われる場合は、外部の者から国税関係書類を受け取るこ とを意味し、同号ロに規定する「受領をする者」については、具体的に国税関係書類を 受け取った者をいうものと考えられる。

一方、対面で国税関係書類の授受が行われない場合、例えば、郵送等により国税関係書類が送付され、郵便受箱等に投函された場合は、民法における隔地者に対する意思表示が、「その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。」とされ(民法 97 条)、到達については「意思表示の書面が…いわゆる勢力範囲(支配圏)内におかれることを以て足るもの」と解されている(最判昭 36.4.20)ことを踏まえれば、郵便受箱等に投函されたことをもって受領が行われたと考えられ、この場合、具体の者がなく受領が行われており、受領をする者がいないこととなる。

したがって、郵送等により送付され、郵便受箱等に投函された国税関係書類については、受領者が存在しないため、同号ロ括弧書の規定の適用はないと考えることもできるが、例えば、一人で事業を行っている個人事業者においては、郵送された国税関係書類を郵便配達人等から直接受け取れたか否かで、スキャナ保存の要件が変わることとなり、不合理なこととなる。また、同号ロ括弧書の規定の適用については、基本的には、受領者等以外の者が読み取りを行う場合より要件が厳しくなるため、郵送等により送付され、郵便受箱等に投函された国税関係書類に限り任意で適用し得るとしても差し支えないと考えられる。

本通達は、このような考えの下、規則第3条第5項の規定の適用に当たっては、郵送等により送付された国税関係書類のうち、郵便受箱等に投函されることにより受領が行われるなど、対面で授受が行われない場合における国税関係書類の取扱いについては、読み取りを行う者のいずれを問わず、当該国税関係書類の受領をする者が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合に該当するものとして差し支えないことを明らかにしたものである。

(特に速やかに行うことの意義)

4-23 規則第3条第5項第2号ロ括弧書に規定する「特に速やかに」の適用に当たり、 国税関係書類の作成又は受領後おおむね3営業日以内にタイムスタンプを付してい る場合には、特に速やかに付しているものとして取り扱う。

【解 説】

平成28年度の税制改正前においては、営業担当者等が作成又は受領(以下4-23に

おいて「受領等」という。)した国税関係書類について、社内において経理担当者等が経理処理の際に領収書等の書面を確認した上でスキャナによる読み取りを行っていたが、平成28年度の税制改正により、スキャナについて「原稿台と一体となったものに限る。」とする要件が廃止され、スマートフォン等を使用して社外において経理処理前に国税関係書類の読み取りを行うことが可能となった。

一方、これまで国税関係書類の受領者等以外の者が読み取りを行ってきたことによる けんせい効果が失われること、電磁的記録にタイムスタンプを付すまでの期間を長く設 定すれば、電磁的記録上の改ざんも容易となってしまうことから、受領者等が読み取る 場合には、特に速やかにタイムスタンプを付すこととされたところである。

スマートフォン等を使用して社外において経理処理前に国税関係書類の読み取りを 行うことができる以上、受領等の当日に読み取りを行い、ネットワークを利用し、当日 中にタイムスタンプを付すことも可能ではあるが、実際には、他の業務との関係上、受 領等の当日中には読み取りを行うことができない場合もあり、受領等の後、休日等をま たいで入力することも勘案して、3営業日を基本とすることが合理的と考えられる。

さらに、業種業態によっては必ずしも3営業日以内に入力することができない場合も考えられ、それらを一律に排除することは経済実態上合理的ではないことから、本通達は、受領等の日の翌日から起算しておおむね3営業日以内にタイムスタンプを付している場合には、特に速やかに行っているものとして取り扱うことを明らかにしたものである。

(国税関係書類の受領をする者がスキャナで読み取る場合のタイムスタンプの意義)

4-23の2 規則第3条第5項第2号ロ括弧書に規定する「国税関係書類の作成又は受領をする者が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合」とは、受領者等が国税関係書類をスキャナで読み取り、当該国税関係書類に係る電磁的記録にタイムスタンプを付すまでを行うことにより、受領等から入力までの各事務について、相互にけんせいが機能する事務処理の体制がとられていない場合をいう。

したがって、例えば、受領者等が国税関係書類をスキャナで読み取った後、その国税関係書類全てについて、受領者等以外の者が当該国税関係書類の書面に記載された事項と当該国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項とを比較し、同等であることを確認した上でタイムスタンプを付すことにより、受領等から入力までの各事務について、相互にけんせいが機能する事務処理の体制がとられている場合は、規則第3条第5項第2号ロ括弧書に規定する「国税関係書類の作成又は受領をする者が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合」に含まれないことに留意する。

(注) 規則第3条第5項第2号ハ括弧書に規定する「国税関係書類の作成又は受領をする者が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合」とは、受領等から入力までの各事務について、相互にけんせいが機能する事務処理体制がとられているか否かに関わらず、受領者等がスキャナで読み取った場合をいうことに留意する。

【解 説】

規則第3条第5項第2号ロ括弧書では、国税関係書類の受領者等が当該国税関係書類

をスキャナで読み取る場合には、特に速やかにタイムスタンプを付すこととされている。 これは、タイムスタンプを付すまでの間に国税関係書類の受領者等以外の者が当該国税 関係書類の書面を確認することによるけんせい効果が失われること、また、けんせい効 果が失われた状態で電磁的記録にタイムスタンプを付すまでの期間を長く設定すれば、 電磁的記録上の改ざんも容易となってしまうことから、特に速やかにタイムスタンプを 付すことによって、これらの問題点に対処することを目的としているものである。

ところで、「国税関係書類の受領者等が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合」 の解釈において、受領等から入力までの事務処理体制の如何を問わず、国税関係書類の 受領者等がスキャナ操作を行った場合の全てを指すということも考えられる。

しかしながら、国税関係書類の受領者等がスキャナ操作を行った場合であっても、その国税関係書類全てについて、受領者等以外の者が当該国税関係書類の書面に記載された事項と当該国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項とを比較し、同等であることを確認した上でタイムスタンプを付すこととしている場合には、受領者等以外の者がスキャナで読み取る場合と同様の相互けんせいが機能しているといえる。したがって、そのような相互にけんせいが機能する事務処理体制がとられている場合には、受領者等の署名や特に速やかにタイムスタンプを付す必要はないことを明らかにしたものである。

なお、規則第3条第5項第2号ハ括弧書では、国税関係書類の受領者等が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合には、当該国税関係書類の大きさが日本工業規格A列4番以下であるときに限って当該国税関係書類の大きさに関する情報の保存は不要とされている。これは、スマートフォンやデジタルカメラ等の機器は、走査によって書類を読み取るスキャナとは異なり、一般的には、書類を読み取った際に大きさに関する情報を取得することが困難であるという実態を考慮したことによるものと考えられる。したがって、ここにいう「国税関係書類の作成又は受領をする者が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合」とは、受領等から入力までの各事務について、相互にけんせいが機能する事務処理体制がとられているか否かに関わらず、国税関係書類の受領者等がスキャナ操作を行った場合の全てを指すのであるから、その旨を併せて明らかにした。

(事務処理体制に応じたタイムスタンプの取扱い)

4-23の3 規則第3条第5項第2号ロの規定の適用に当たり、受領者等が国税関係書類をスキャナで読み取った後、その国税関係書類全てについて、受領者等以外の者が当該国税関係書類の書面に記載された事項と当該国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項とを比較し、同等であることを確認することにより相互にけんせいが機能する体制がとられている場合には、受領者等以外の者が同等確認した上でタイムスタンプを付すこととして差し支えないものとする。

【解 説】

規則第3条第5項第2号ロでは、スキャナで読み取る際にタイムスタンプを付すこととされているが、タイムスタンプは、個々の国税関係書類に係る電磁的記録がある時刻に存在していたことの確認及び存在時刻からの変更の有無の確認のために付すものであり、原則として、スキャニングと同時に又は国税関係書類をスキャナで読み取り、折

れ曲がりや文字の歪みがないかなど、正しくスキャニングされていることを確認した都 度タイムスタンプを付すこととなる。

ところで、平成 27 年度の税制改正により、紙段階での改ざんに対処することを踏まえ、重要書類については、規則第3条第5項第4号(適正事務処理要件)を新たに設けることにより、事務担当者間でチェック機能を働かせる仕組み(担保措置)を講じることとされ、同号イにおいて、国税関係書類の作成又は受領から当該国税関係書類に係る記録事項の入力までの相互に関連する各事務について、それぞれ別の者が行う体制により事務処理を行うことが要件とされた。

事務担当者間でチェック機能を働かせる仕組みであるから、入力を行う者においては、スキャナで読み取った画像と紙とが同等であることを確認する作業が必ず伴うこととなり、このような確認作業をスキャナで読み取った者とは別の者が行う場合には、同等であることの確認に合わせて電磁的記録上の改ざんが行われていないかのチェックを行った上でタイムスタンプを付すことも一般的であると考えられる。

そこで、国税関係書類の受領者等がスキャナ操作を行った場合であっても、その国税 関係書類全てについて、受領者等以外の者が国税関係書類の書面に記載された事項と当 該国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項とを比較し、同等であることを確認するこ とにより相互にけんせいが機能する事務処理体制がとられている場合には、受領者等以 外の者が同等確認した上でタイムスタンプを付すこととして差し支えないことを明ら かにしたものである。

(一の入力単位の意義)

4-24 規則第3条第5項第2号ロ((タイムスタンプ))に規定する「一の入力単位」とは、複数枚で構成される国税関係書類は、その全てのページをいい、台紙に複数枚の 国税関係書類(レシート等)を貼付した文書は、台紙ごとをいうことに留意する。

【解 説】

規則第3条第5項第2号ロでは、「一の入力単位」ごとにタイムスタンプを付すこととされている。この場合の「一の入力単位」とは、例えば、3枚で構成される請求書の場合には、意味として関連付けられたものとして、3枚で一つの国税関係書類を構成しているため、一度に読み取る3枚が一の入力単位となる。また、台紙に小さなレシートなどを複数枚貼付した場合は、物理的に関連付けられたものとして、複数の国税関係書類を一回のスキャニング作業で電子化することとなるため、台紙が一の入力単位となることを明らかにしたものである。

したがって、ここにいう入力単位とは、意味として関連付けられたもの又は物理的に 関連付けられたものをいうのであるから、お互いに関係を持たない複数の国税関係書類 を一度にスキャニングしたからといって、それをもって一の入力単位ということにはな らない。

なお、複数枚の国税関係書類を台紙に貼付してスキャニングした場合、それぞれの国税関係書類ごとに関連する帳簿の記録事項との関連性が明らかにされ、適切に検索できる必要があることに留意する。

(タイムスタンプと電磁的記録の関連性の確保)

4-25 規則第3条第5項第2号ロ((タイムスタンプ))に規定する「タイムスタンプ」は、当該タイムスタンプを付した国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項の訂正又は削除を行った場合には、当該タイムスタンプを検証することによってこれらの事実を確認することができるものでなければならないことに留意する。

【解 説】

規則第3条第5項第2号ロに規定するタイムスタンプは、当該タイムスタンプを付した電磁的記録の記録事項が訂正又は削除された場合には、当該タイムスタンプを検証することによってそのことが確認できる機能を有していることから、国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すことにより、当該電磁的記録の記録事項の訂正又は削除を行った事実を確認できることを目的の一つとしているものである。

ところで、国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付したとしても、その後に何の記録も残らずに当該電磁的記録の記録事項をタイムスタンプが付されていない状態に戻せる場合や、電磁的記録の記録事項との適切な関連性を確保していない場合などには、国税関係書類をスキャナで読み取った際に付したタイムスタンプの検証では電磁的記録の記録事項の訂正又は削除の事実が確認できなくなることがある。

したがって、タイムスタンプを付した電磁的記録の記録事項の訂正又は削除を行った場合には、国税関係書類をスキャナで読み取った際に付したタイムスタンプを検証することによってこれらの事実を確認できるようにしておかなくてはならないことを念のため明らかにしたものである。

(タイムスタンプの有効性を保持するその他の方法の例示)

4-26 規則第3条第5項第2号ロ(1)((タイムスタンプ))に規定する「その他の方法」とは、国税関係書類に係る電磁的記録に付したタイムスタンプが当該タイムスタンプを付した時と同じ状態にあることを当該国税関係書類の保存期間を通じて確認できる措置をいう。

【解 説】

規則第3条第5項第2号口(1)では、タイムスタンプを付した記録事項が変更されていないことについて、国税関係書類の保存期間を通じて確認できることとされている。タイムスタンプの有効期間内等であれば、タイムスタンプの検証を行うことによってこれらのことを当該業務を行う者に対して確認することは可能であるが、タイムスタンプに有効期間等がある場合には、国税関係書類の保存期間の方が当該有効期間等より長いことがあり、有効期間等を過ぎてしまった場合はもはやその方法によることができないことがある。この場合は、有効期間等を過ぎてしまったとしても、タイムスタンプを付した時と同じ状態、つまり当該業務を行う者に対して確認したときと同様な結果を得られるような状態にする措置を講じる必要がある。したがって、そのことを明らかにしたものである。

このような措置としては、例えば、タイムスタンプの有効期間等が過ぎる前に、当該

タイムスタンプを付した記録事項に再度タイムスタンプを付すなどして、変更されていないことを確認することができる状態で当該情報を保存する方法がこれに該当することを明らかにしている。また、変更されていないことを確認するためにタイムスタンプを使用する場合、そのために使用するタイムスタンプは、パソコンのタイマーで作成したタイムスタンプなどではなく、信頼のおけるタイムスタンプでなければならないが、同号ロに規定するタイムスタンプについては信頼のおけるものと認められることとなる。

(認定業務)

4-27 規則第3条第5項第2号ロ((タイムスタンプ))に規定する一般財団法人日本 データ通信協会が認定する業務とは、当該財団法人が認定する時刻認証業務をいう。

【解 説】

規則第3条第5項第2号ロでは、一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプを付すこととされている。当該財団法人が認定する業務は複数あるが、ここでいう業務とは時刻認証業務であることを明らかにしたものである。

(日本産業規格A列4番以下の大きさの書類の解像度の意義)

4-28 規則第3条第5項第2号ハ括弧書に規定する「当該国税関係書類の作成又は受領する者が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合において、当該国税関係書類の大きさが日本産業規格A列4番以下であるとき」における、規則第3条第5項第2号ハ(1)に規定する「解像度に関する情報」の保存については、当該国税関係書類の電磁的記録に係る画素数を保存すれば足りることに留意する。

【解 説】

平成 28 年度の税制改正により、スキャナについて「原稿台と一体となったものに限る。」とする要件が廃止され、社外などで経理処理前にスマートフォンやデジタルカメラ等を使用して書面の国税関係書類の読み取りを行うことが可能となった。

スマートフォンやデジタルカメラ等の機器は、走査によって書類を読み取るスキャナとは異なり、一般的には、書類を読み取った際に解像度に関する情報を取得することが 困難であり、どのように解像度に関する情報を保存するのかが問題となる。

本通達は、この点について、解像度が書類の大きさと画素数によって決まり、解像度の要件(「25.4ミリメートル当たり200ドット以上」)が満たされていることについては、画素数が保存されていれば判断できることを踏まえ、規則第3条第5項第2号ハ括弧書に規定する「当該国税関係書類の作成又は受領する者が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合において、当該国税関係書類の大きさが日本産業規格A列4番以下であるとき」における、規則第3条第5項第2号ハ(1)に規定する「解像度に関する情報」の保存については、画素数を保存すれば足りることを明らかにしたものである。

(スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の適用)

4-29 規則第3条第5項第2号二((スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保)) に規定する「国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合」とは、既に保存されている電磁的記録を訂正又は削除した場合をいうのであるから、例えば、受領した国税関係書類の書面に記載された事項の訂正のため、相手方から新たに国税関係書類を受領しスキャナで読み取った場合などは、新たな電磁的記録として保存しなければならないことに留意する。

【解 説】

規則第3条第5項第2号ニでは、訂正又は削除を行う前の内容を確認できる電子計算機処理システムを使用することとされている。このため、例えば、一度スキャナで読み取り保存されている電磁的記録について、内容の変更があったとして新たに国税関係書類を相手方から受領した場合、新たに受領した国税関係書類をスキャナで読み取り、当初保存している電磁的記録の最新版として登録することが考えられなくもない。

しかしながら、国税関係書類に係る電磁的記録は、紙の国税関係書類に代えて保存しているものであることから、紙と同数の電磁的記録が存在しなくてはならない。

したがって、新たに国税関係書類を受領した場合は、その理由にかかわらず新たな電磁的記録として保存することになることを念のため明らかにしたものである。

(スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の特例)

4-30 規則第3条第5項第2号ニ((スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保)) に規定する「国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合」とは、スキャナで読み取った国税関係書類の書面の情報の訂正又は削除を行った場合をいうのであるが、書面の情報(書面の訂正の痕や修正液の痕等を含む。) を損なうことのない画像の情報の訂正は含まれないことに留意する。

【解 説】

規則第3条第5項第2号ニでは、国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項の訂正を 行った場合にはその内容が確認できる必要があることとされている。国税関係書類に係 る電磁的記録の記録事項とは、文字の情報、色の情報などスキャナで読み取った当該国 税関係書類の書面の情報をいうのであるから、これらを訂正する場合には、原則として その訂正の内容が確認できなければならないこととなる。

しかしながら、スキャナで画像を読取る場合には、使用する者が意識することなしに何らかの画像に関する電磁的記録の補正が行われることが通常であり、このような補正までその前の内容を確認できることを求めることはスキャナ保存の実態に即していないとも考えられる。

したがって、同号二にいう電磁的記録の記録事項の訂正には、このような書類の情報 を損なうことのない軽微な画像補正は含まれないことを明らかにしている。

一方、訂正の痕や修正液の痕等が消えてしまうような画像補正の場合は、画像補正前の内容が確認できる必要があることとなる。

(スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の方法)

4-31 規則第3条第5項第2号二((スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保)) に規定する「これらの事実及び内容を確認することができる」とは、電磁的記録を訂正した場合は、例えば、上書き保存されず、訂正した後の電磁的記録が新たに保存されること、又は電磁的記録を削除しようとした場合は、例えば、当該電磁的記録は削除されずに削除したという情報が新たに保存されることをいう。

したがって、スキャナで読み取った最初のデータと保存されている最新のデータが 異なっている場合は、その訂正又は削除の履歴及び内容の全てを確認することができ る必要があることに留意する。

なお、削除の内容の全てを確認することができるとは、例えば、削除したという情報が記録された電磁的記録を抽出し、内容を確認することができることをいう。

【解 説】

規則第3条第5項第2号ニに規定する「これらの事実及び内容を確認することができる」という要件を満たす方法として、次のイ及び口を満たすようなシステムによっている場合には、この要件を満たすこととなる旨を明らかにしたものである。

- イ 記録された電磁的記録は削除されないこと(削除の必要が生じた場合には、削除したという情報が記録され、物理的な削除がされないものであること。)
- ロ 電磁的記録を訂正した場合には、上書き保存されないこと

なお、削除したという情報が記録されている電磁的記録については、規則第3条第5項第7号において準用する同条第1項第5号に規定する検索機能により抽出が行われないこと及び同条第5項第5号に規定する帳簿との関連性が確認できないこととしても差し支えないが、削除を行った事実及び内容を確認することができる必要があることから、削除したという情報が記録された電磁的記録を抽出し内容の確認ができる必要があることを念のため明らかにしたものである。

(入力を行う者等の意義)

4-32 規則第3条第5項第3号((入力者等情報の確認))に規定する「入力を行う者」とは、スキャナで読み取った画像が当該国税関係書類と同等であることを確認する入力作業をした者をいい、また、「その者を直接監督する者」とは、当該入力作業を直接に監督する責任のある者をいうのであるから、例えば、企業内での最終決裁権者ではあるが、当該入力作業を直接に監督する責任のない管理職の者(経理部長等)はこれに当たらないことに留意する。

また、当該入力作業を外部の者に委託した場合には、委託先における入力を行う者 又はその者を直接監督する者の情報を確認することができる必要があることに留意 する。

なお、規則第8条第1項第1号《タイムスタンプ及び入力者等の確認》に規定する「保存を行う者」又は「その者を直接監督する者」の適用についても、同様に取り扱う。

【解 説】

規則第3条第5項第3号では、国税関係書類に係る記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者(以下これらの者を併せて「入力者等」という。)の情報を確認することができるようにすることとされている。これは入力者等を特定することによって、当該電磁的記録の真実性を確保することを目的としているものである。

ところで、「入力を行う者」は、スキャナ操作をした者、最終的な画像の確認をした者など、入力に従事した者が複数となる場合がある。

このような場合においても、国税関係書類をスキャナで読み取って保存する際には、スキャナで読み取った画像をディスプレイに表示の上、当該画像と紙を照合し、スキャナで読み取った画像と紙とが同等であることを確認する作業が必ず伴うことから、「入力を行う者」とはスキャナで読み取った画像が紙の記載事項や色調と同等であることなどを確認した者をいう旨を明らかにしたものである。

また、当該入力を行う者を直接監督する者の情報を確認することができるようにするとされているが、直接監督する者は、実際のスキャナ作業に係わっていることが必要であると解される。したがって、「その者を直接監督する者」とは、スキャナ作業を直接指揮監督するという形で当該作業に関わっている者をいうのであるから、例えば、入力を行う者を直接監督する責任者が営業部長であり、書類の最終決裁権者が経理部長であるような場合における経理部長は、当該スキャナ作業を直接指揮監督しているとはいえないので、この場合の直接監督する者には当たらない旨を併せて明らかにしている。

(入力者等の情報の確認の意義)

4-33 規則第3条第5項第3号((入力者等の情報の確認)) に規定する「入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと」とは、これらの者を特定できるような事業者名、役職名、所属部署名及び氏名などの身分を明らかにするものの電子的記録又は書面により、確認することができるようにしておくことに留意する。

【解 説】

平成 27 年度の税制改正前においては、入力を行う者又はその者を直接監督する者の電子署名を行った上でタイムスタンプを付すことが要件とされていた。

平成 27 年度の税制改正により、国税関係書類をスキャナで読み取る際の電子署名が不要とされ、これに代え、国税関係書類に係る記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認できるようにしておくことが要件とされた。この電子署名については、①「電磁的記録の非改ざん証明機能」と②「入力者等を特定する機能」を有しているが、①については、タイムスタンプも有しており、その機能が重複しているため、②を維持する観点から、入力者等の情報を確認することができるようにしておくことを新たに要件とした上で、電子署名の要件が廃止されたものである。

②については、入力した者が誰であるか分かるようにする必要があることから、例えば、事業者名、役職名、所属部署名及び氏名などが分かれば、一義的には入力者等を特定できるため、本通達はこれを明らかにしたものである。

また、入力者等の情報を確認できる状態にする方法については、法令上の制限はない

ことから、システムにおいていわゆる I D (身分証明) を電磁的記録に保存する方法や入力者等が記載された書面を備え付ける方法が考えられ、これ以外に電磁的記録に一部を保存し、その他の部分が記載された書面を備え付けるなどの方法によっても、入力した者が特定・確認できるのであれば、当該要件を満たすこととなる。

なお、例えば、入力者等について、事業者名、役職名、所属部署名及び氏名が同一の者が複数あり、入力者等が特定できない場合であれば、当然「入力を行う者又はその者を直接監督する者の情報」を確認することができるような状態にはないため、職員番号を付すなどの対応が必要となる。

(それぞれ別の者が行う体制の意義)

4-34 規則第3条第5項第4号イに規定する「各事務について、それぞれ別の者が行う体制」とは、各事務に関する職責をそれぞれ別の者にさせるなど、明確な事務分掌の下に相互にけんせいが機能する事務処理の体制がとられていれば、要件を充足するものとして取り扱うことに留意する。

【解 説】

平成 27 年度の税制改正前は、契約書・領収書等のいわゆる重要書類(法第4条第3項に規定する国税関係書類のうち、規則第3条第6項に規定する国税庁長官が定める書類以外の書類をいう。)については、スキャナで読み取る前の紙段階で行われる改ざんの問題点等を踏まえ、3万円未満のものに限ってスキャナ保存が認められていたが、平成27年度の税制改正により、この3万円未満の金額基準が廃止された。

この紙段階での改ざんに対処することを踏まえ、重要書類については、規則第3条第5項第4号(適正事務処理要件)を新たに設けることにより、事務担当者間でチェック機能を働かせる仕組み(担保措置)を講じることとされた。

この要件のうち、同号イの「各事務について、それぞれ別の者が行う体制」とは、各事務に関する職責をそれぞれ別の者にさせるなど、明確な事務分掌の下に相互にけんせいが機能する事務処理の体制がとられていれば要件を充足しているものとして、本通達において留意的に明らかにしたものである。

(電磁的記録の記録事項の確認の意義)

4-34の2 規則第3条第5項第4号イ括弧書に規定する「当該国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項の確認を行う事務」とは、国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項を確認し、必要に応じて当該国税関係書類の原本確認を行うことをいうのであるから留意する。

【解 説】

平成 28 年度の税制改正前においては、営業担当者等が作成又は受領した国税関係書類について、社内において経理担当者等が経理処理の際に領収書等の書面を確認した上でスキャナによる読み取りを行っていたが、平成 28 年度の税制改正により、スキャナについて「原稿台と一体となったものに限る。」とする要件が廃止され、スマートフォン等を使用して社外において読み取ることが可能となった。

一方、スマートフォン等を使用して社外において読み取りを行えば、経理担当者等は、ネットワークを利用して受領者等が読み取った画像を基に経理処理を行うことが可能となり、この場合、これまで国税関係書類の受領者等以外の者が読み取りを行ってきたことによるけんせい効果が失われることから、受領者等が読み取る場合には、受領者等以外の者が当該国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項の確認を行う体制をとることとされたところである。

ところで、経理担当者等において国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項を確認したとしても、その確認が受領者等が読み取った画像のみを対象に行われている場合には、スキャナで読み取る前の紙段階で行われる改ざんに対処することができず、相互にけんせいが機能する事務処理体制がとられていないこととなる。

したがって、国税関係書類の受領者等が読み取る場合には、受領者等以外の者が必要に応じて当該国税関係書類の原本確認を行うことにより、相互にけんせいが機能する事務処理の体制がとられる必要があることを、本通達において留意的に明らかにしたものである。

(定期的な検査を行う体制の意義)

4-35 規則第3条第5項第4号ロに規定する「定期的な検査を行う体制」とは、定期的な検査が行われるまでの間は、スキャナ保存を行った国税関係書類の書面を管理する体制がとられている必要があることに留意する。

なお、スキャナ保存を行った国税関係書類の書面については、当該国税関係書類に 係る電磁的記録の記録事項の確認等に際して原本確認が必要となった場合に、速やか に確認できるよう、定期的な検査が行われるまでの間、本店、支店、事務所、事業所 その他これらに準ずるものにおいて管理する必要があることに留意する。

【解 説】

平成 27 年度の税制改正前は、契約書・領収書等のいわゆる重要書類(法第4条第3項に規定する国税関係書類のうち、規則第3条第6項に規定する国税庁長官が定める書類以外の書類をいう。)については、スキャナで読み取る前の紙段階で行われる改ざんの問題点等を踏まえ、3万円未満のものに限ってスキャナ保存が認められていたが、平成27年度の税制改正により、この3万円未満の金額基準が廃止された。

この紙段階での改ざんに対処することを踏まえ、重要書類については、規則第3条第5項第4号(適正事務処理要件)を新たに設けることにより、事務担当者間でチェック機能を働かせる仕組み(担保措置)を講じることとされた。

スキャナで読み取る前の紙段階で行われる改ざんを防止するための要件であるから、仮に、スキャナ保存を行った国税関係書類の書面がなければ、この書面とスキャナで読み取った画像とが同等であることを確認することができないこととなる。このため、本通達は、定期的な検査を行うまでの間はスキャナ保存を行った書面の管理が必要となることを留意的に明らかにしたものである。

なお、事業規模が大きな場合や事業形態によっては、保存義務者が1年に1回、定期 的な検査を行うとした場合、スキャナ保存を行った国税関係書類の書面の量が膨大にな ることも考えられるが、事業規模に合わせて、例えば、検査を1月に1回行う、また、 四半期に1回行うことで、検査を行ったものについては、廃棄することができる。

また、平成28年度の税制改正により、スキャナについて「原稿台と一体となったものに限る。」とする要件が廃止された。これにより、例えば、営業担当者がスマートフォン等を使用して社外において経理処理前の領収書の読み取りを行うことが可能となったが、領収書が読み取りを行った営業担当者の自宅で管理されることとなっては、経理担当者による原本確認や定期的な検査により書面が必要になった際に速やかに行えず、その実効性が確保されないこととなる。このため、営業担当者の自宅等ではなく、「本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるもの」といった確認・検査を速やかに行える場所で管理する必要があることを本通達は留意的に明らかにしたものである。

(帳簿書類間の関連性の確保の方法)

4-36 規則第3条第5項第5号((帳簿書類間の関連性の確保))に規定する「関連性を確認することができる」とは、例えば、相互に関連する書類及び帳簿の双方に伝票番号、取引案件番号、工事番号等を付し、その番号を指定することで、書類又は国税関係帳簿の記録事項がいずれも確認できるようにする方法等によって、原則として全ての国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項と国税関係帳簿の記録事項との関連性を確認することができることをいう。

この場合、関連性を確保するための番号等が帳簿に記載されていない場合であっても、他の書類を確認すること等によって帳簿に記載すべき当該番号等が確認でき、かっ、関連する書類が確認できる場合には帳簿との関連性が確認できるものとして取り扱う。

(注) 結果的に取引に至らなかった見積書など、帳簿との関連性がない書類について も、帳簿と関連性を持たない書類であるということを確認することができる必要 があることに留意する。

【解 説】

スキャナ保存できる国税関係書類は、取引に基づいて作成又は受領した書類であることから、帳簿のいずれかの記載事項と関連性を持っていると考えられる。紙の書類における保存においても、例えば、見積書は帳簿と直接には関連がないが、見積番号などによって帳簿上のどの取引に係る見積書なのか関連を確認できるようにしていることが通例であると考えられる。

したがって、直接帳簿との関連性を持たない国税関係書類を含め、原則として全ての国税関係書類について紙で国税関係書類を保管している場合と同様な方法などによって、関連性を確認することができるようにしなければならないことを明らかにしている。(国税関係帳簿の記録事項と必ずしも1対1の対応関係である必要はない。)また、規則第3条第6項((適時入力))による入力では、帳簿作成の後にスキャナで読み取ることも想定されるため、何らかの方法で関連性が確認できる場合には、帳簿への相互関連性確保のための項目の記載は要しないこととする旨を明らかにしている。

さらに、取引案件番号等により相互関連性を確保する場合であって、当該番号が付替え、統合、分割等された場合には、それらの関係を明らかにしておくことが必要となる。

なお、帳簿との関連性がないものについても、「関連性がない書類」ということを確認できる必要があることから、例えば、通常の取引では使用されない取引案件番号等を付し抽出できるようにするなどして、国税関係書類の内容を確認できる必要があることを併せて明らかにしている。

(関連する国税関係帳簿)

- 4-37 規則第3条第5項第5号((帳簿書類間の関連性の確保))に規定する「関連する 国税関係帳簿」には、例えば、次に掲げる国税関係書類の種類に応じ、それぞれ次に 定める国税関係帳簿がこれに該当する。
 - (1) 契約書 契約に基づいて行われた取引に関連する帳簿(例:売上の場合は売掛金元帳等)等
 - (2) 領収書 経費帳、現金出納帳等
 - (3) 請求書 買掛金元帳、仕入帳、経費帳等
 - (4) 納品書 買掛金元帳、仕入帳等
 - (5) 領収書控 売上帳、現金出納帳等
 - (6) 請求書控 売掛金元帳、売上帳、得意先元帳等

【解 説】

国税関係書類に係る記録事項については、当該国税関係書類に関連する国税関係帳簿 との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくことが要件 とされている。

保存義務者によって作成されている帳簿の種類及び名称は様々であることから、国税 関係書類の種類に応じ、一般的にはどのような帳簿が必要であるかを本通達は例示した ものである。

(4ポイントの文字が認識できることの意義)

4-38 規則第3条第5項第6号ニ((スキャナ保存における電子計算機等の備付け等))の規定は、全ての国税関係書類に係る電磁的記録に適用されるのであるから、日本産業規格X6933又は国際標準化機構の規格12653-3に準拠したテストチャートを同項第2号の電子計算機処理システムで入力し、同項第6号に規定するカラーディスプレイの画面及びカラープリンタで出力した書面でこれらのテストチャートの画像を確認し、4ポイントの文字が認識できる場合の当該電子計算機処理システム等を構成する各種機器等の設定等で全ての国税関係書類を入力し保存を行うことをいうことに留意する。

なお、これらのテストチャートの文字が認識できるか否かの判断に当たっては、拡 大した画面又は書面で行っても差し支えない。

【解 説】

規則第3条第5項第6号ニでは、国税関係書類に係る電磁的記録を国税庁長官の定めるところにより4ポイントの文字が認識できるような状態にしておくことが必要とされている。

これは全ての国税関係書類に係る電磁的記録に適用されるのであるが、全ての国税関係書類に4ポイントの文字が含まれているわけではないことから、産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項(日本産業規格)に規定する日本産業規格(いわゆるJIS 規格)X6933又は国際標準化機構(いわゆるJSO)の規格12653-3に準拠したテストチャートをスキャナ保存で使用するシステムで入力し、出力した画面及び書面において

これらのテストチャートの4ポイントの文字の認識が可能となるように構成された、電子計算機処理システム等の各種機器やプログラムの設定及び使用方法等と同じ設定、使用方法等で、全ての国税関係書類の入力及び電磁的記録の保存を行うことをもって、4ポイントの文字が認識できるような状態であるとしたものである。そこで、このことを明らかにしたものである。

なお、4ポイントの文字が認識できるとは、日本産業規格 X6933 のテストチャートにおいては4の相対サイズの文字及び ISO 図形言語を、国際標準化機構の規格 12653-3のテストチャートにおいては4ポイントの文字及び ISO No. 1 試験図票の 140 図票を認識できることをいう。

(スキャナ保存の検索機能における主要な記録項目)

4-39 規則第3条第5項第7号((準用))の規定により読み替えられた同条第1項第5号イ((検索機能の確保))に規定する「取引年月日その他の日付、取引金額その他の国税関係書類の種類に応じた主要な記録項目」には、例えば、次に掲げる国税関係書類の区分に応じ、それぞれ次に定める記録項目がこれに該当する。

なお、検索は国税関係書類の種類別又は勘定科目別にできることを要することに留意する。

- (1) 領収書 領収年月日、領収金額、取引先名称
- (2) 請求書 請求年月日、請求金額、取引先名称
- (3) 納品書 納品年月日、品名、取引先名称
- (4) 注文書 注文年月日、注文金額、取引先名称
- (5) 見積書 見積年月日、見積金額、取引先名称
- (注) 一連番号等を国税関係帳簿書類に記載又は記録することにより規則第3条第5項第5号((帳簿書類間の関連性の確保))の要件を確保することとしている場合には、当該一連番号等により国税関係帳簿(法第4条第1項((国税関係帳簿の電磁的記録による保存等))又は第5条第1項((国税関係帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等))の承認を受けているものに限る。)の記録事項及び国税関係書類(法第4条第3項の承認を受けているものに限る。)を検索することができる機能が必要となることに留意する。

【解 説】

規則第3条第5項第7号において準用する同条第1項第5号イ(読み替え後)に規定する「取引年月日その他の日付、取引金額その他の国税関係書類の種類に応じた主要な記録項目」には、次のような記録項目が該当すると考えられるから、この考え方に基づいて、主な国税関係書類の種類ごとに該当の具体的記録項目を例示したものである。

- イ 日付(国税関係書類に記載すべき日付をいう。)
- ロ 金額(国税関係書類に記載すべき取引の金額又は資産の譲渡等の対価の額等をいい、 単価及び残高を含まない。)
- ハ 取引先名称(国税関係書類に記載すべき取引先名称をいう。) なお、取引先名称は必ずしも名称でなく、取引先コードが定められ、当該コード表が

備え付けられている場合には、当該コードによる記録でも差し支えない。

(電磁的記録の作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類の取扱い)

4-40 一般書類や過去分重要書類の保存に当たって、既に、電磁的記録の作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類を備え付けている場合において、これに当該事務の責任者の定めや対象範囲を追加して改訂等により対応するときは、改めて当該書類を作成して備え付けることを省略して差し支えないものとする。

【解 説】

規則第3条第6項及び第7項では、「当該電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手続を明らかにした書類(当該事務の責任者が定められているものに限る。)」の備付けが必要とされている。スキャナ保存を行っている場合、規則第3条第5項第7号において準用する同条第1項第3号ニにより、「当該電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手続を明らかにした書類」を既に備え付けていることになるが、一般書類や過去分重要書類については、入力期間の制限や適正事務処理要件が課せられていない(過去分重要書類については、廃棄前の検査のみ規定あり。)代わりに、責任者の定めのある規程を作成しておく必要があるところ、この書類において「当該事務の責任者を定め」等を追加して改訂する等で対応するときは、一般書類や過去分重要書類の保存に当たって、別途、作成、備付けをすることを省略して差し支えないことを明らかにしたものである。

法第5条((国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等))関係

(索引簿の備付けの特例)

- 5-1 規則第4条第1項第2号((索引簿の備付け))の規定の適用に当たり、次に掲げる場合には、同号の要件を満たすものとして取り扱う。
 - (1) 日本産業規格 Z 6007 に規定する計算機出力マイクロフィッシュ(以下 5 1 において「COMフィッシュ」という。)を使用している場合において、COMフィッシュのヘッダーに同号に規定する事項が明瞭に出力されており、かつ、COMフィッシュがフィッシュアルバムに整然と収納されている場合
 - (2) 規則第4条第1項第5号((電磁的記録の並行保存等))に規定する「電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項の検索をすることができる機能」が確保されている場合(当該機能が確保されている期間に限る。)
 - (注) 索引簿の備付方法については、4-11 の本文なお書に掲げる方法と同様の方法 によることを認める。

【解 説】

規則第4条第1項第2号では、電子計算機出力マイクロフィルム(以下「COM」という。)により国税関係帳簿書類を保存する場合には、特定のCOMを探し出すことができる索引簿を備え付けることとされているが、他の方法により索引簿を備え付けている場合と同様の機能が確保されているときは、重ねて索引簿を備え付けさせる必要がないと考えられる。そこで、次の場合には、索引簿の備付けを省略することができることとして取り扱う旨を明らかにしたものである。

- イ 規則第4条第1項第2号に規定する事項がCOMフィッシュのヘッダーに出力され、かつ、COMフィッシュがフィッシュアルバムに整然と収納されている場合
- ロ 規則第4条第1項第5号に規定する「電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項 の検索をすることができる機能」が確保されている場合(当該機能が確保されている 期間に限る。)

なお、索引簿についても、システム関係書類等と同様に書面による備付けに限定せず、 ワープロ等により作成し、FD等で備え付けることができる旨を併せて明らかにした。

(電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項の検索をすることができる機能の意義) 5-2 規則第4条第1項第5号((電磁的記録の並行保存等))に規定する「電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項の検索をすることができる機能(同号に規定する機能に相当するものに限る。)」とは、規則第3条第1項第5号((検索機能の確保))に規定する検索機能に相当する検索機能をいうのであるから、当該検索により探し出された記録事項を含む電子計算機出力マイクロフィルムのコマの内容が自動的に出力されることを要することに留意する。

【解 説】

規則第4条第1項第5号では、電子計算機出力マイクロフィルムにより国税関係帳簿を保存する場合には、電磁的記録を3年間並行保存するか又は電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項の検索をすることができる機能(規則第3条第1項第5号に規定す

る電磁的記録の場合の検索機能に相当する機能)を確保しておくこととされている。

ところで、規則第3条第1項第5号に規定する検索機能とは、蓄積された記録事項から設定した条件に該当する記録事項を探し出すことができ、かつ、検索により探し出された記録事項のみが、ディスプレイの画面等に出力される機能をいうのであるから(取扱通達4-14)、これを電子計算機出力マイクロフィルムになぞらえれば、検索により探し出された記録事項を含む電子計算機出力マイクロフィルムのコマの内容が自動的に出力されることを要することとなるので、その旨を明らかにしたものである。

第3章 申請手続等

法第6条((電磁的記録による保存等の承認の申請等))関係

(国税関係帳簿の備付けを開始する日の意義)

- 6-1 法第6条第1項((電磁的記録による保存等の承認の申請等))に規定する「国税 関係帳簿の備付けを開始する日」とは、当該国税関係帳簿を備え付けることとなる日 をいうのであるが、課税期間の定めのある国税に係る国税関係帳簿について、原則と して課税期間の初日が当該国税関係帳簿を備え付けることとなる日となることに留 意する。
 - (注) 課税期間の定めのない国税に係る国税関係帳簿又は保存義務者が国税関係帳簿 に係る国税の納税者でない場合の当該保存義務者が備え付ける国税関係帳簿の備 付けを開始する日については、保存義務者が、電磁的記録の備付けをもって国税 関係帳簿の備付けに代えようとする日としている場合には、これを認める。

【解 説】

法第6条第1項では、保存義務者が法第4条第1項又は第5条第1項の承認を受けようとする場合には、その承認を受けようとする国税関係帳簿の備付けを開始する日の3月前の日までに所定の申請書を所轄税務署長等に提出しなければならないこととされている。

この場合の「国税関係帳簿の備付けを開始する日」については、法人税における事業年度や所得税における年分のように、課税期間の定めのある国税に係る国税関係帳簿にあっては、課税期間の初日に帳簿が備え付けられるのが一般的であることから、この旨を念のため示したものである。

なお、例外的に課税期間の中途の日が国税関係帳簿の備付け開始日となる場合としては、例えば、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務のいずれの業務も行っていない個人が年の中途において新たに業務を開始する場合や、法人が新たに支店等を開設し、その支店等において新たに国税関係帳簿を作成するようなケースがある。

また、課税期間の定めのない国税に係る国税関係帳簿又は保存義務者が国税関係帳簿に係る国税の納税者でない場合の当該保存義務者が備え付ける国税関係帳簿の備付け開始の日については、保存義務者が、電磁的記録の備付けをもって国税関係帳簿の備付けに代えようとする日としている場合には、これを認める旨を併せて明らかにした。

(申請を却下することができる事実の有無の認定等)

6-2 法第6条第1項又は第2項((電磁的記録による保存等の承認の申請等))に規定する申請書が提出された場合の同条第3項各号((申請の却下))に掲げる事実の有無の認定は、承認を受けようとする個々の国税関係帳簿書類ごとに行うことに留意する。

なお、次に掲げる場合は、同項第1号に掲げる事実に該当しないことに留意する。

- (1) 法第4条各項((国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等))の承認を受けた国税関係帳簿書類について、法第7条第1項((取りやめの届出書の提出))に規定する届出書が提出され、又は法第8条第2項((電磁的記録による保存等の承認の取消し))に規定する通知を受けた日以後1年以内に法第5条各項((国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等))の承認に係る申請書が提出された場合
- (2) 法第5条各項の承認を受けた国税関係帳簿書類について、法第7条第1項に規定する届出書が提出され、又は法第8条第2項に規定する通知を受けた日以後1年以内に法第4条各項の承認に係る申請書が提出された場合

【解 説】

法第6条第1項又は第2項に規定する申請書が提出された場合において、同条第3項の規定により申請を却下することができることとされている事実が存するかどうかの認定は、承認を受けようとする国税関係帳簿書類ごとに行うこととなる(承認を受けようとする国税関係帳簿書類について同条第3項各号に掲げる事実があった場合であっても、却下事由には該当しないこととなる。)旨を明らかにしたものである

なお、法第4条の承認を受けた国税関係帳簿書類について法第7条第1項に規定する 届出書が提出され、又は法第8条第2項に規定する通知を受けた日以後1年以内に法第 5条の承認申請をした場合には、法第6条第3項第1号に掲げる事実には該当しない (また、この逆の場合も同様である。)ので、この旨を併せて明らかにした。

(便宜提出ができる相当の理由の例示)

- 6-3 法第6条第6項((申請書の便宜提出))(規則第3条第8項((過去分重要書類の適用届出書の便宜提出))に規定する場合を含む。)に規定する便宜提出ができる「相当の理由」には、例えば、次に掲げる場合が、これに該当する。
 - (1) 金融機関の営業所等の長が、非課税貯蓄の限度額管理に関する帳簿について承認を受けようとする場合において、各営業所等ごとに行うべき申請手続を、その本店又は一の営業所等の所在地で一括して行う場合
 - (2) 複数の製造場を有する酒類製造者が、酒類の製造に関する事実を記載した帳簿について承認を受けようとする場合において、各製造場ごとに行うべき申請手続を、本店又は一の製造場の所在地で一括して行う場合

【解 説】

法第6条第6項及び規則第3条第8項では、所轄外税務署長が相当の理由があると認

めたときは、当該所轄外税務署長を経由して所轄税務署長に申請書(適用届出書)を提出すること(便宜提出)ができることとされている。

この場合において、便宜提出ができるのは、あくまでも所轄税務署長に直接提出するよりも所轄外税務署長を経由して提出する方が便宜であるという理由が存することを要するのであるから、例えば、金融機関や酒類製造者の営業所等若しくは製造場ごとに保存等をすべきこととされている国税関係帳簿書類に係る申請(届出)手続を、当該金融機関や当該酒類製造者の本店又は一の営業所等若しくは製造場の所在地で一括して行う場合などが該当することとなる。

(合併又は営業譲渡があった場合の取扱い)

- 6-4 合併又は営業譲渡があった場合において、被合併法人又は営業譲渡を行った者 (以下6-4において「被合併法人等」という。)が受けていた承認の効力は、合併 法人又は営業譲渡を受けた者(以下6-4において「合併法人等」という。)の国税関 係帳簿書類には及ばないことから、合併法人等は、被合併法人等が承認を受けていた ことをもって、その承認を受けていた国税関係帳簿書類と同一名称等の国税関係帳簿 書類について電磁的記録等による保存等ができることにはならないことに留意する。
 - (注) 被合併法人が承認を受けていた国税関係帳簿書類については、保存期間が満了 するまで、被合併法人が承認を受けていた保存の方法により保存することができ ることに留意する。

【解 説】

合併又は営業譲渡があった場合において、被合併法人等が受けていた国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等に係る承認の効力は、合併法人等が作成する国税関係帳簿書類には及ぶものではないことを明らかにしたものである。

なお、被合併法人が合併の日まで保存等を行っていた国税関係帳簿書類のうち電磁的 記録等による保存等の承認を受けていたものについては、その承認の効力は継続するの で、保存期間が満了するまで、保存要件を満たしている限り、その承認を受けていた方 法により保存することができることを併せて明らかにした。

(注) 営業譲渡の場合には、営業の譲渡を受けた保存義務者は営業譲渡を行った保存義 務者の権利義務関係を承継しないことから、営業譲渡を行った者に係る承認の効力 は継続しない。

法第7条((電磁的記録による保存等の承認に係る変更))関係

(取りやめの届出書を提出した場合の電磁的記録等の取扱い)

7-1 保存義務者が法第4条第1項若しくは第2項((国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等))又は第5条第1項若しくは第2項((国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等))の承認を受けている国税関係帳簿書類について、法第7条第1項((取りやめの届出書の提出))に規定する届出書(以下7-1及び7-2において「取りやめの届出書」という。)を提出した場合には、当該取りやめの届出書に記載された国税関係帳簿書類については、取りやめの届出書を提出した日において保存等をしている電磁的記録及び保存している電子計算機出力マイクロフィルムの内容を書面に出力して保存等をしなければならないことに留意する。

また、法第4条第3項の承認を受けている国税関係書類について、取りやめの届出書を提出した場合には、電磁的記録の基となった書類を保存しているときは当該書類を、破棄している場合には、その届出書を提出した日において適法に保存している電磁的記録を、それぞれの要件に従って保存することに留意する。

(注) 法第8条第1項((電磁的記録による保存等の承認の取消し))の規定により、法 第4条第1項及び第2項の承認が取り消された場合については、取りやめの届出 書を提出したときと同様に書面に出力するのであるが、同条第3項の承認が取り 消された場合の、その後の保存形態についてはこの限りでない。

【解 説】

法第7条第1項では、取りやめの届出書の提出があった日以後は、その届出書に係る 国税関係帳簿書類については、その承認は、その効力を失うものとされている。この結果、その国税関係帳簿書類については、取りやめの届出書の提出があった日以後の新たな記録分等について書面で保存等をしなければならなくなるほか、同日において保存等をしている電磁的記録及び保存している電子計算機出力マイクロフィルムの内容を書面に出力して、残りの保存期間、保存等をしなければならないことを明らかにしたものである。

なお、法第8条第1項の規定により電磁的記録等による保存等の承認が取り消された 場合についても同様である。 (法第5条第3項による保存を取りやめる場合の手続)

- 7-2 法第5条第3項((電磁的記録による保存から電子計算機出力マイクロフィルムによる保存への移行))の承認を受けている国税関係帳簿書類については、取りやめの届出書を提出した場合でも、法第4条第1項又は第2項((国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等))の承認の効力は存続するのであるが、当該取りやめの届出書を提出した日において、保存すべき期間(この法律による承認を受けている期間に限る。)の全ての期間にわたる電磁的記録を保存していないときは、法第8条第1項第1号((電磁的記録による保存等の承認の取消し))の取消事由に該当することに留意する。
 - (注) 1 この場合において、電磁的記録による保存等についても取りやめようとする場合には、法第4条第1項又は第2項の承認に係る取りやめの届出書を併せて提出することとなることに留意する。
 - 2 法第5条第3項の承認に係る取りやめの届出書を提出しようとする国税関係帳簿書類が二以上ある場合において、保存すべき期間の全ての期間にわたる 電磁的記録が保存されているかどうかは、個々の国税関係帳簿書類ごとに判定 することに留意する。

【解 説】

法第5条第3項の承認を受けている国税関係帳簿書類について、取りやめの届出書の提出があった場合には、その提出があった日以後は、法第5条第3項の承認(COM保存の承認)の効力を失うにとどまり、法第5条第3項の承認を受ける前の法第4条第1項又は第2項の承認(電磁的記録による保存等の承認)の効力を失うことにはならない。

しかしながら、法第5条第3項の承認の取りやめの届出書を提出した後において、法第4条第1項又は第2項の承認の効力を維持するためには、取りやめようとする国税関係帳簿書類につき、その取りやめの届出書を提出する日において、保存すべき期間(この法律の承認を受けている期間に係るものに限る。)の全ての期間にわたる電磁的記録を保存していることを要し、それ以外の場合には、法第8条第1項第1号の取消事由に該当することとなるので、その旨を明らかにしたものである。

なお、この場合、電磁的記録による保存等についても取りやめようとするときは、法 第4条第1項又は第2項の承認に係る取りやめの届出書を併せて提出することとなる 旨、また、法第5条第3項の承認に係る取りやめの届出書を提出しようとする国税関係 帳簿書類が二以上ある場合において、保存すべき期間の全ての期間にわたる電磁的記録 が保存されているかどうかは、個々の国税関係帳簿書類ごとに判定することとなる旨を、 併せて明らかにした。

(届出書の便宜提出)

7-3 法第7条第1項若しくは第2項((電磁的記録による保存等の承認に係る変更))に規定する届出書を提出する場合における同条第3項((届出書の便宜提出))の規定の適用又は規則第3条第7項((過去分重要書類の適用届出書の提出))に規定する届出書を提出する場合における同条第8項((過去分重要書類の適用届出書の便宜提出))の規定の適用については、法第6条第1項又は第2項((電磁的記録による保存等の承認の申請等))に規定する申請書の提出に当たり同条第6項((申請書の便宜提出))の規定を適用していたかどうかにかかわらないことに留意する。

【解 説】

法第7条第1項若しくは第2項の変更等の届出書又は規則第3条第7項の適用届出書についても、所轄外税務署長が相当の理由があると認めたときは、当該所轄外税務署長を経由して所轄税務署長に提出することができることとされている。

この場合において、当初の申請書の便宜提出の有無と変更等の届出書等の便宜提出には特段の対応関係はないことを明らかにしたものである。

(システム変更を行った場合の取扱い)

7-4 保存義務者がシステムを変更した場合には、変更前のシステムにより作成された国税関係帳簿書類に係る電磁的記録(電子計算機出力マイクロフィルムにより保存している場合における規則第4条第1項第5号((電磁的記録の並行保存等))の規定により保存すべき電磁的記録を含む。以下7-4において「変更前のシステムに係る電磁的記録」という。)については、原則としてシステム変更後においても、規則第3条((国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等))又は第4条((国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等))に規定する要件に従って保存等をしなければならないことに留意する。

この場合において、当該要件に従って変更前のシステムに係る電磁的記録の保存等をすることが困難であると認められる事情がある場合で、変更前のシステムに係る電磁的記録の保存等をすべき期間分(規則第4条第1項第5号に規定する電子計算機出力マイクロフィルムの保存に並行して電磁的記録の保存を行っている期間分を含む。)の電磁的記録(法第4条第1項又は第2項((国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等))の承認を受けた国税関係帳簿書類に係る電磁的記録に限る。)を書面に出力し、保存等をしているときには、これを認める。

また、法第4条第3項の承認を受けた電磁的記録については、変更前のシステムに係る電磁的記録の保存をすべき期間分の電磁的記録の基となった書類を保存しているときは、これを認める。

- (注) 後段の取扱いによって法第7条第2項((変更の届出書の提出))に規定する届出書を提出する場合には、当該届出書に次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) システム変更の内容
 - (2) 当該要件に従って変更前のシステムに係る電磁的記録の保存等をすることが困難な事情

(3) 書面により保存等をすることとなる国税関係帳簿書類の種類及び保存期間

【解 説】

電磁的記録による保存等を行っている者が、承認を受けている国税関係帳簿の作成に使用するシステムを代えたり、一部システムの修正をし、その後も引き続き電磁的記録により保存等を行う場合には、変更前のシステムに係る電磁的記録(以下「旧システムデータ」という。)を新システムで対応可能となるよう措置する(システム開発やデータ変換等を行う)など、新システムにおいても引き続き要件を充足しておく必要がある(旧システムデータを出力等できるよう変更前のシステム(見読機能・検索機能部分及び法第4条第3項の承認を受けた国税関係書類に係る電磁的記録を出力等するシステムにあっては、訂正削除履歴の確保機能その他の機能を含む。)を並存することも当然認められる。)ので、この旨を明らかにしたものである。

なお、法第4条第1項又は第2項のシステムの場合は、会計システムそのものであることが多いと考えられることから、上記のような措置を講じて旧システムのデータ保存等をすることが困難なケースも生じ得ると考えられるが、そのようなケースにおいては、原則的には、いったん電磁的記録による保存等の取りやめの届出書を提出し、既に保存等をしている旧システムデータ(法第4条第3項の承認を受けたものを除く。)を書面に出力するとともに、改めて新システムによる電磁的記録(以下「新システムデータ」という。)による保存等の承認申請(再申請)を行う必要がある。

しかしながら、取りやめの届出書を提出した日以後1年以内の再申請については、その事実のみをもって却下の対象となってしまう(法第6条第3項第1号)ことから、結局、そのようなシステム変更(旧システムデータにつき要件に従った保存等をすることができないようなシステム変更)を行わざるを得なかった保存義務者は、旧システムデータ(法第4条第3項の承認を受けたものを除く。)を書面に出力して保存しなければならないことに加えて、新システムデータについても、たとえ要件に従った保存等が可能であるとしても、新システムへの移行後1~2年間は電磁的記録による保存等を行い得ないこととなるが、特に、この場合の新システムデータに係る取扱いは、この法律の趣旨に照らして酷に過ぎるのではないかとする考え方がある。

そこで、変更前のシステムに係る電磁的記録の保存等をすることが困難であると認められる事情があり、かつ、システム変更に伴って提出する法第7条第2項の変更届出書に、その困難な事情等を記載している場合には、旧システムデータ(法第4条第1項又は第2項の承認を受けた国税関係帳簿書類に係る電磁的記録に限るものとし、電磁的記録により保存等すべき期間に係るものに限る。)を書面に出力し保存等をすることを認め、新システムデータをそのまま電磁的記録により保存等をすることができることとしたものである。

また、法第4条第3項の承認を受けた国税関係書類に係る電磁的記録に関しては、保存されている電磁的記録の基となった書類を保存することになるのであるが、当該書類を破棄している場合には、当該電磁的記録に代わる書類はもはや存在しないことから、後段の取扱いはないことに留意する。

法第8条((電磁的記録による保存等の承認の取消し))関係

(スキャナ保存における承認の取消事由)

8-1 法第4条第3項((国税関係書類の電磁的記録による保存))の承認を受けた国税関係書類に係る電磁的記録の保存をする場合において、当該承認を受けた国税関係書類について、一部でも電磁的記録の保存が行われていないとき又は財務省令で定める要件に従っていないときは、たとえ当該電磁的記録の基となった書類を保存しているとしても、法第8条第1項第1号又は第2号((電磁的記録による保存等の承認の取消し))に該当することとなることに留意する。

なお、法第4条第3項の承認を受けている場合における法第8条第1項第1号の適用に当たっては、保存義務者が選択した入力期限後(入力期限がない場合には入力の後)において、電磁的記録の保存がない場合に適用されることに留意する。

【解 説】

法第4条第3項では「電磁的記録の保存をもって当該承認を受けた国税関係書類の保存に代えることができる。」と規定していることから、承認を受けた国税関係書類の一部を電磁的記録で保存することによって国税関係書類の保存に代え、一部は電磁的記録にしないで紙の書類のままで保存することが可能ではないかとの誤解が生じかねないことから、承認を受けた国税関係書類については全て要件に従って電磁的記録による保存をしなければ、法第8条第1項第1号又は第2号に該当する旨を、念のため明らかにしたものである。

なお、法第4条第3項の承認を受ける場合についても、同条第1項及び第2項と同様に事業所ごと等でも承認を受けることが可能となっている。

また、法第4条第3項の承認を受けた国税関係書類の場合、規則第3条第5項第1号 ((入力方法))又は同条第6項((適時入力))のとおり、国税関係書類の作成又は受領後に電磁的記録が保存されることとなるので、保存前の期間については電磁的記録の保存がない状態が生じるため、法第8条第1項第1号に該当するのではないかと考えられなくもない。

しかしながら、法第8条第1項第1号に規定する「保存がないこと」とは、保存すべき電磁的記録の保存がないことであるから、規則第3条第5項第1号イ又は口により一定期間内に入力する場合は入力までの期間又は同条第6項により適時に入力する場合はその入力するまでの期間は、保存すべき電磁的記録がないので、法第8条第1項第1号には該当しない旨を併せて明らかにした。

第4章 電子取引

法第10条((電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存))関係

(電磁的記録等により保存すべき取引情報)

- 10-1 法第 10 条((電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存))の規定の適用に当たっては、次の点に留意する。
 - (1) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録は、ディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力されることを要するのであるから、暗号化されたものではなく、受信情報にあってはトランスレータによる変換後、送信情報にあっては変換前のもの等により保存することを要する。
 - (2) 取引情報の授受の過程で発生する訂正又は加除の情報を個々に保存することなく、確定情報のみを保存することとしている場合には、これを認める。
 - (3) 取引情報に係る電磁的記録は、あらかじめ授受されている単価等のマスター情報を含んで出力されることを要する。
 - (4) 見積りから決済までの取引情報を、取引先、商品単位で一連のものに組み替える、 又はそれらの取引情報の重複を排除するなど、合理的な方法により編集(取引情報 の内容を変更することを除く。)をしたものを保存することとしている場合には、こ れを認める。
 - (注) いわゆるEDI取引において、電磁的記録により保存すべき取引情報は、一般に「メッセージ」と称される見積書、注文書、納品書及び支払通知書等の書類に相当する単位ごとに、一般に「データ項目」と称される注文番号、注文年月日、注文総額、品名、数量、単価及び金額等の各書類の記載項目に相当する項目となることに留意する。

【解 説】

法第2条第6号において、電子取引とは、「取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいう。」と定義され、その取引情報の具体的な内容は、「取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項」とされている。

本通達においては、この電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に関して、ED I 取引を例に取りながら、留意すべき事項を明らかにしたものである。

なお、通達の(1)から(4)に掲げる事項を説明すれば次のとおりである。

(1) 暗号化されたデータの取扱い

規則第8条第1項では、法第10条に規定する保存義務者は、電子取引の取引情報に係る電磁的記録を規則第3条第1項第4号及び第5号の要件に従って保存しなければならないとされている。このことからすれば、保存すべきデータは、暗号化されたデータではなく、トランスレータと呼ばれる汎用ソフトウェアにより、各企業のシステムに適合する固有のフォーマットのデータに変換したものということとなる。

なお、このデータ変換時に、受信したデータのうち使用しない部分を破棄しているような場合は、その部分の保存は要しない。また、受信データを自己の複数の各業務

システムに分割して引き継いでいるような場合は、その分割前の変換直後のものが保存すべきデータとなる。

(2) メッセージの交換過程で発生する訂正又は加除のデータの取扱い

EDI取引では、当初送受信したデータ項目の訂正又は加除のデータも順次やり取りされているが、これらのデータは作成過程のものであるということができ、最終的に確定データとなるものであることから、これらの訂正又は加除のデータを個々に保存することなく、確定データのみを保存することも認められる。

この場合における訂正又は加除のデータとは、確定データに至る前の情報をいうのであるから、例えば、見積書の場合、前の見積り金額を変更して、新たな見積り金額として確定する場合には、各々の見積り金額が確定データとなるのであるから、最終的に合意に至った見積りデータのみを保存するのではなく、各々の見積りデータを保存することに留意する。

(3) 単価データ等のマスター情報の取扱い

個別の見積りや発注ごとに送受信せずに、あらかじめ合意した内容のデータ(例えば、単価データ)を最初にまとめて送受信し、双方でデータ変換をするときにこれをマスター情報として利用している場合には、取引情報に係る電磁的記録はマスター情報により補完された状態でディスプレイ等の画面及び書面に出力されることを要する。

(4) 編集されたデータの取扱い

データ保存の形態としては、例えば、見積り依頼データと見積り回答データについて別々に保存する場合又は双方を一緒にして保存する場合あるいは見積り回答データのみを保存する場合、更には、見積りから決済までのデータを取引先や商品単位で一連のものに組み替えて保存する場合など、種々の形態が考えられるが、合理的な方法により編集(取引内容を変更することを除く。)をしたものを保存することとしている場合には、これも認められる。

ただし、業務システムのデータを編集して送信している場合にその編集前の業務システムのデータを保存する方法又は受信後の業務システムに引き継がれた後のデータを編集して保存する方法は、相手方と送受信したデータとはいえないことから認められない。

(参考)

メッセージ

EDI取引で交換されるデータの単位。通常1件の取引が1つのメッセージとしてやりとりされる。メッセージは、データ項目の種類、各項目の文字数、使われる文字の種類、並び順などにより組み立てられ、先頭のメッセージへッダと最後尾のメッセージトレーラで1つの区切りとなる。

データ項目

データ要素(データエレメント)ともいい、業務処理上での意味ある情報の最小 単位。

トランスレータ (CIIトランスレータ)

CIIシンタックスルールに基づいて開発されたメッセージと、各企業の情報処理システムに固有なフォーマットのデータを、相互に変換するソフトウェア。

(規則第8条第1項第3号に規定するシステムの例示)

10-2 規則第8条第1項第3号イに規定する「当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること」とは、例えば、電磁的記録の記録事項を直接に訂正又は削除を行った場合には、訂正前又は削除前の記録事項及び訂正又は削除の内容がその電磁的記録又はその電磁的記録とは別の電磁的記録(訂正削除前の履歴ファイル)に自動的に記録されるシステム等をいう。

また、同号ロに規定する「当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行うことができないこと」とは、例えば、電磁的記録の記録事項に係る訂正又は削除について、物理的にできない仕様とされているシステム等をいう。

【解説】

規則第8条第1項第3号は、電磁的に受領した請求書等をデータのまま保存する場合に、同号イ又は口に掲げるシステムを使用することにより、当該電磁的記録の真実性を確保する要件を満たすこととしているが、本通達は、このシステムの具体例を明らかにしたものである。

なお、同号イに掲げるものは、電磁的記録の記録事項の訂正又は削除を行った場合には、訂正前又は削除前の記録事項及び訂正又は削除の内容について、記録及び保存を行うだけでは足りず、事後において、その内容を検索、閲覧及び出力を行うことができる必要があることに留意する。

また、同号ロに掲げるものは、電磁的記録の記録事項の訂正又は削除が物理的にできない仕様とされている等、電磁的記録の記録事項を直接に訂正し又は削除することができないシステムをいう。

(訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程)

- 10-3 規則第8条第1項第4号((電子取引の取引情報に係る電磁的記録の訂正削除の防止))に規定する「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」とは、例えば、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める内容を含む規程がこれに該当する。
 - (1) 自らの規程のみによって防止する場合
 - ① データの訂正削除を原則禁止
 - ② 業務処理上の都合により、データを訂正又は削除する場合(例えば、取引相手 方からの依頼により、入力漏れとなった取引年月日を追記する等)の事務処理手 続(訂正削除日、訂正削除理由、訂正削除内容、処理担当者の氏名の記録及び保 存)
 - ③ データ管理責任者及び処理責任者の明確化
 - (2) 取引相手との契約によって防止する場合

- ① 取引相手とデータ訂正等の防止に関する条項を含む契約を行うこと。
- ② 事前に上記契約を行うこと。
- ③ 電子取引の種類を問わないこと。

【解 説】

規則第8条第1項第4号では、「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務 処理の規程」を定めることとされているが、これは、当該規程によって電子取引の取引 情報に係る電磁的記録の真実性を確保することを目的としたものである。

したがって真実性を確保する手段としては、保存義務者自らの規程のみによる方法のほか、取引相手先との契約による方法も考えられることから、これらの方法に応じて規程に必要な内容を例示したものである。

なお、(2)の場合における具体的な規程の例としては「電子取引の種類を問わず、電子取引を行う場合には、事前に、取引相手とデータの訂正等を行わないことに関する具体的な条項を含んだ契約を締結すること。」等の条項を含む規程が考えられる。